

離島等供給約款変更届出書

令和8年1月13日

沖繩電力株式会社

離島等供給約款変更届出書

沖電送送企発第8号
令和8年1月13日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖縄電力株式会社
代表取締役社長 本永 浩之
社長執行役員

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙 離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	令和8年4月1日

別 紙

離 島 等 供 給 約 款
[低圧用]

令和 8 年 4 月 1 日 実 施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

離島等供給約款 [低圧用]

目 次

I 総 則	1
1 適用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	5
9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	6
11 供給の単位	6
12 承諾の限界	6
13 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金	8
14 契約種別	8
15 定額電灯	8
16 従量電灯	10
17 E e らいふ	12
18 臨時電灯	16
19 公衆街路灯	19
20 低圧電力	23
21 臨時電力	27
22 農事用電力	30
IV 料金の算定および支払い	32

23	料金の適用開始の時期	32
24	検針日	32
25	料金の算定期間	33
26	使用電力量の計量	33
27	料金の算定	36
28	日割計算	36
29	料金の支払義務および支払期日	37
30	料金その他の支払方法	38
31	延滞利息	40
32	保証金	41
V	使用および供給	43
33	適正契約の保持	43
34	力率の保持	43
35	需要場所への立入りによる業務の実施	43
36	電気の使用にともなうお客さまの協力	44
37	供給の停止	45
38	供給停止の解除	46
39	供給停止期間中の料金	46
40	違約金	46
41	供給の中止または使用の制限もしくは中止	47
42	制限または中止の料金割引	47
43	損害賠償の免責	48
44	設備の賠償	49
VI	契約の変更および終了	50
45	需給契約の変更	50
46	名義の変更	50
47	需給契約の廃止	50
48	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算	50

49	解 約 等	53
50	需給契約消滅後の債権債務関係	54
VII	供給方法，工事および工事費の負担	55
51	供給方法，工事および施設	55
52	工事費負担金等の申受けおよび精算	55
VIII	保 安	57
53	保 安 の 責 任	57
54	調 査	57
55	調査に対するお客さまの協力	57
56	保安に対するお客さまの協力	57
57	検査または工事の受託	58
58	自家用電気工作物	58
附	則	60
別	表	82

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。

沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

2 離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(9) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月

1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力または臨時電力については，20（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし，30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

- (3) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯またはE eらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）

にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額	電 灯
	従 量	電 灯
	E e ら い ふ	
	臨 時 電 灯	A
		B
	公 衆 街 路 灯	A
B		
電 力 需 要	低 圧	電 力
	臨 時	電 力
	農 事 用	電 力

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円00銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	171円22銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	295円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	542円93銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	790円71銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,286円31銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,286円31銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	464円81銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	862円60銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	862円60銭

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適

用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定〔託送約款等に定めるところによります。〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし，1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イおよびハに該当し，かつ，ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電 力 量 料 金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円74銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円72銭

17 E e ら い ふ

(1) 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し、別表7（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）、別表8（オフピーク蓄熱式電

気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気気温水器」といいます。)または別表9(昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機)に定める小型機器(以下「昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機」といいます。)を使用する需要に適用いたします。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし, 周波数は, 標準周波数60ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, 技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には, 交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時間帯区分

この契約種別において, 時間帯区分は, 次のとおりといたします。

イ 昼間時間(デイトタイム)

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし, (6)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間(リビングタイム)

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし, 昼間時間を除きます。

ハ 夜間時間(ナイトタイム)

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は, 基本料金, 電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 電力量料金は, 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は, 別表2(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は, 別表2(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたも

のとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	2,503円60銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	49円01銭	47円42銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

1 キロワット時につき	41円53銭
-------------	--------

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

1 キロワット時につき	34円77銭
-------------	--------

(5) E eプラン（全電化割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたE eプラン割引額を差し引いたものとしたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備に要する熱源をいいます。

イ E eプラン割引額

E eプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるE eプラン割引上限額を上回る場合のE eプラン割引額は、ロに定めるE eプラン割引上限額といたします。

$$\text{E eプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額とは、(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ロ E eプラン割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

ハ 全電化需要およびE eプラン（全電化割引）にかかわる取扱い

(イ) 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ロ) 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ハ) E eプラン（全電化割引）の適用を受けている場合で、全電化需要でないことが明らかになったときは、40（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ニ) E eプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ホ) 27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変

更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(6) 休 日 等

この契約種別において、休日等とは、次の日をいいます。

イ 日曜日

ロ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ハ 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および
12月31日

(7) そ の 他

イ E e プラン割引上限額の日割計算は，別表6（日割計算の基本算式）によるものいたします。

ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，託送約款等という区分装置として取り扱うものいたします。

ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものいたします。

18 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200

ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	17円00銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	34円01銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	34円01銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	340円04銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	340円04銭

ニ そ の 他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された

再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円49銭

ハ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。

19 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	159円79銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	513円01銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748円50銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,219円48銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,219円48銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	428円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	802円65銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	802円65銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによ

って算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円20銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。

20 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電

事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表 5（契約電力の算定方法）に準じて算定し，(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユ

ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額としたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電力1キロワットにつき	1,393円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円18銭	30円79銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準(託送約款等に定めるものとしたします。)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものに

については 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

21 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）

(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

契約電力1キロワット1日につき	303円60銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの

とし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき20（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、20（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	38円64銭	36円97銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

22 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	953円85銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円16銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) その他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

23 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さ

まの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

25 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または26（使用電力量の計量）(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

26 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 24（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、27（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに

該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- ロ 24 (検針日) (5) の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、27 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

- ハ 24 (検針日) (6) の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、27 (料金の算定) (1) イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- (2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) E e らいふのお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行

ないます。

なお、記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の夜間時間帯以外の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(7)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(10)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (9) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (10) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(1)イ、ロ、ハおよび(7)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要が

ある場合は、原則として当該区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。

27 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 25(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

28 日割計算

(1) 当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表6(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表6(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に

応じて別表6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 27（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，27（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

29 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，24（検針日）(5)の場合の料金または26（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，26（使用電力量の計量）(7)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，26（使用電力量の計量）(8)の場合は，そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は，そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 30（料金その他の支払方法）(6)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。
- なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。
- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様で、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

30 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
- イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した

様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 24（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前

受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

31 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を30（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 47（需給契約の廃止）(2)または49（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合と

いたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金 ((2) の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。) とあわせて支払っていただきます。

32 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約 (既に消滅しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

33 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

35 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 56（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 37（供給の停止），47（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

36 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものいたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたいがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案

して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

37 供給の停止

(1) お客様が託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客様が料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合

ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ 料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

(4) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 35（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

へ 36（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

38 供給停止の解除

37（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

39 供給停止期間中の料金

37（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を28（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

40 違 約 金

(1) お客さまが37（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款

等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

41 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

42 制限または中止の料金割引

(1) 当社または当該配電事業者が，41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，当社は，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。
- (4) E e らいふに対する供給の中止または使用の制限については、料金の減額は行ないません。

43 損害賠償の免責

- (1) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

44 設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

45 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

46 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。

47 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、49（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

48 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお

客さまを除きます。)が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設し

た供給設備について、次の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(3) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、(ロ)および(ハ)の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ハ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額

(4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようと

される場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について(ロ)および(ハ)の金額を精算いたします。

(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ハ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にもない既に申し受けた工事費負担金との差額

49 解 約 等

(1) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない

場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、47（需給契約の廃止）(1)による通知をされなくて、その需
要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当
社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需
給契約は消滅するものといたします。

50 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅
いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

51 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。
イ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるとこ

ろにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成后、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消または変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

(5) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

VIII 保 安

53 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

54 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

55 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社または当該配電事業者は、54（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

56 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業

者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

57 検査または工事の受託

- (1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。
- (3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

58 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 54（調査）

- (2) 55 (調査に対するお客さまの協力)
- (3) 57 (検査または工事の受託)

附 則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料 金

各月の料金は、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものいたします。ただし、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、時間帯別電灯の場合で附則3（時間帯別電灯についての特別措置）(4)ホの最低月額料金を下回るときには附則3（時間帯別電灯についての特別措置）(4)ホの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、それぞれ料金といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

(イ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）（4）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

(ロ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、附則3（時間帯別電灯についての特別措置）（3）に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に附則3（時間帯別電灯についての特別措置）（4）イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

(3) そ の 他

イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、40（違約金）に準じて算定するものといたします。

ホ 当社は、28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、（4）によるものといたします。

へ 27 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯または時間帯別電灯に準ずるものといたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 27 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

3 時間帯別電灯についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款 [低高圧用] (以下「旧離島約款」といいます。) 17 (時間帯別電灯) の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時間帯区分

この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが附則6（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち(5)イに定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へに

よって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	926円08銭
--------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	43円76銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	50円19銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	52円48銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	29円66銭
------------	--------

ハ 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	220円00銭
--------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された

金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型
夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき	165 円 00 銭
-------------------------------	------------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	463 円 04 銭
---------	------------

(5) 通電制御型夜間蓄熱式機器

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

- a 給水温度を検知できること。
- b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。
- c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。
- d 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前7時（附則6〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕(1)の場合は通電時間といたします。）からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。
この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(6) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、E eらいふに準ずるものいたします。

(7) 日 割 計 算

当社は、28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は、次によるものいたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

イ 昼間時間における料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ハ イによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イまたはロの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ホ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ、ロおよびニの「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表6（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。

へ 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものいたします。

(8) 燃料費調整

燃料費調整は、E eらいふに準ずるものいたします。

(9) その他

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものいたします。

ハ (4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(4)ニは適用いたしません。

ニ 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合，料金の減額は行ないません。

ホ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯に準ずるものとしたします。

4 低圧蓄熱調整契約についての特別措置

(1) 適用範囲

低圧電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 時間帯区分

この特別措置において，時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料金

各月の料金は，低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その1月の蓄熱電力量により，次の式によって算定された金額といたします。

$$\begin{array}{l} \text{蓄熱} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array} \times \text{蓄熱割引率}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およ

びニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

夏季蓄熱割引率	0.183
その他季蓄熱割引率	0.147

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)イの昼間時間を毎日午前8時から午後10時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の計量は、26(使用電力量の計量)に準じて行ないます。

ハ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

ニ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

5 深夜電力についての特別措置

(1) 深夜電力 A

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力(小型機器は動力とみなします。)を使用する需要であり、かつ、この離島約款実施の

際現に旧離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまがホ(イ)に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用す

る場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電力1キロワットにつき	365円72銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額

といたします。

$$\begin{aligned} \text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} &= \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント} \\ \text{割引対象額} &= (\text{イ})\text{の基本料金} + \text{その1月の使用電力量に(ロ)の該当} \\ &\quad \text{料金を適用して算定された金額} \end{aligned}$$

ホ 通電制御型夜間蓄熱式機器

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の a または b に該当するものをいいます。

a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(a) 給水温度を検知できること。

(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。

(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定

(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

$$\begin{aligned} \text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} &= \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント} \times \text{割引対象率} \end{aligned}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、28（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ニ) (ロ)または27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。

ト その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに37（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

(ハ) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。

(ニ) 48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

(ホ) 燃料費調整単価は、別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力 B

イ 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力と

みなします。)を使用する需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9(深夜電力についての特別措置)(2)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について20(低圧電力)(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イに

よって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	233円36銭
-----------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27円87銭
-------------	--------

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものとしたします。

(ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに37（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものとしたします。

- (ハ) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合，料金の減額は行ないません。
- (ニ) 48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。
- (ホ) 燃料費調整単価は，別表 2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。
- (ハ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

6 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

- (1) E eらいふおよび時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器等の計量等について，従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，お客さまと当社との協議のうえ，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器等については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また，当社または当該配電事業者は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)に該当する場合で，お客さまと当社との協議のうえ，当該夜間蓄熱式機器等について，当社または当該配電事業者は，毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器等を以下「5 時間通電機器」といいます。）

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。

ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(3) (1)および(2)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

(4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに26（使用電力量の計量）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

7 使用電力量の計量についての特別措置

(1) 17（E eらいふ）(3)において、次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、26（使用電力量の計量）(3)にかかわらず、(2)によるものといたします。

イ 17（E eらいふ）(6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって、休日等以外の日として17（E eらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。）

ロ 休日等以外の日であって、休日等として17（E eらいふ）(3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。）

(2) 各時間帯別の使用電力量は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

$$\begin{array}{l} \text{昼間時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} = \begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} \\ \times \frac{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}{(\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})}$$

ロ 生活時間（リビングタイム）

$$\begin{array}{l} \text{生活時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} = \begin{array}{l} \text{生活時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} + \left[\begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{イの昼間時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} \right]$$

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

26（使用電力量の計量）によるものといたします。

(3) 使用電力量にかかわるその他の事項については、26（使用電力量の計量）によるものといたします。

8 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、31（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

9 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、29（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。

(2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引

き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ E eらいふの場合

(イ) 割引の対象

基本料金（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ 時間帯別電灯および深夜電力の場合

イに準じて割引を行います。

(3) 災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力および農事用電力のお客さまに限りません。）が，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合，Ⅲ（契約種別および料金）にかかわらず，災害発生日が属する料金の算定期間の次の料金の算定期間から6月に限り，その料金の算定期間の料金は申し受けません。

(4) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

(5) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

(6) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が低圧電力、臨時電力、農事用電力および深夜電力のお客さまに限ります。）の需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、20（低圧電力）(5)、21（臨時電力）(3)、22（農事用電力）(3)ならびに附則5（深夜電力についての特別措置）(1)ニおよび(2)ニにかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(7) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

10 この離島約款の実施にともなう切替措置

E eらいふのお客さまについて、この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、27（料金の算定）および28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に

定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(㊦) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (㊦)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(㊦) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたし

ます。

ハ 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、122,300円といたします。

ニ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力および農事用電力の場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下のとき

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る
とき

平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) (イ)以外の場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ホ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう

検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の

半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	27銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を

上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島} \\ \text{基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユ

ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといた

します。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キ

ロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	17銭3厘
-----------------	-------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

離島基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘

(ロ) (イ)以外の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2銭6厘
------------	------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

5 契約電力の算定方法

20（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは

は200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、27（料金の算定）(1)に該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(イ) 従量電灯

$$\text{最低料金適用電力量} = 10\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 110\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 10\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ハ) E e プラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{E e プラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ニ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 27 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)または(ハ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 27 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 27 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間

の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 27（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 27（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または26（使用電力量の計量）(8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客さまの属する

検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7 夜間蓄熱式機器

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ 附則6（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)または(2)の場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

8 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

9 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機

- (1) 昼間沸き上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機とは、貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

別紙

離島等供給約款 [高圧・特別高圧用]

令和8年4月1日実施

沖縄電力株式会社

離島等供給約款 [高圧・特別高圧用]

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	離島等供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実施細目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	6
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	6
10	供給の開始	7
11	供給の単位	7
12	承諾の限界	7
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契約種別	9
15	業務用電力	9
16	業務用電力Ⅱ型	14
17	業務用季節別時間帯別電力	16
18	業務用ウィークエンド電力	18
19	高 圧 電 力	20
20	季節別時間帯別電力	26
21	臨 時 電 力	30
22	農 事 用 電 力	32
23	自家発補給電力	34
24	予 備 電 力	43
25	特別高圧電力A	45
26	特別高圧電力B	48
27	特別高圧季節別時間帯別電力	51

28	特別高圧臨時電力	55
29	特別高圧自家発補給電力	57
30	特別高圧予備電力	66
IV	料金の算定および支払い	69
31	料金の適用開始の時期	69
32	検 針 日	69
33	料金の算定期間	70
34	使用電力量等の計量	70
35	料 金 の 算 定	72
36	日 割 計 算	72
37	料金の支払義務および支払期日	73
38	料金その他の支払方法	74
39	延 滞 利 息	75
40	保 証 金	76
V	使用および供給	77
41	適正契約の保持	77
42	契 約 超 過 金	77
43	力 率 の 保 持	77
44	需要場所への立入りによる業務の実施	78
45	電気の使用にともなうお客さまの協力	78
46	供 給 の 停 止	79
47	供給停止の解除	81
48	供給停止期間中の料金	81
49	違 約 金	81
50	供給の中止または使用の制限もしくは中止	82
51	損害賠償の免責	82
52	設 備 の 賠 償	82
VI	契約の変更および終了	84
53	需給契約の変更	84
54	名 義 の 変 更	84
55	需給契約の廃止	84
56	需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金および工事費 の精算	84
57	解 約 等	89
58	需給契約消滅後の債権債務関係	89

VII	供給方法，工事および工事費の負担	90
59	供給方法，工事および施設	90
60	工事費負担金等の申受けおよび精算	90
61	工事費負担金契約書の作成	91
VIII	保安	92
62	保安の責任	92
63	保安等に対するお客さまの協力	92
附	則	93
別	表	106

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[高圧・特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。

沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[高圧・特別高圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (2) 特 別 高 圧
標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契 約 受 電 設 備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契 約 使 用 期 間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 最 大 需 要 電 力

30分ごとの需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器により計量される値をいいます。

(12) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(15) 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。

(16) 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(18) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日

以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力もしくは特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電力および特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電力および特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによります。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力、農事用電力、自家発補給電力のうちの1契約種別、予備電力

- (2) 特別高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合

特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別、特別高圧予備電力

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕

といたします。) および当社と締結する他の契約 (既に消滅しているものを含みます。) にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

	契 約 種 別		
高 圧	業 務 用 電 力		
	業 務 用 電 力 II 型		
	業 務 用 季 節 別 時 間 帯 別 電 力		
	業 務 用 ウ ィ ー ク エ ン ド 電 力		
	高 圧	高 圧 電 力	A
			B
	季 節 別 時 間 帯 別 電 力		A
			B
	臨 時 電 力		
	農 事 用 電 力		
	自 家 発 補 給 電 力		A
			B
予 備 電 力			
特 別 高 圧	特 別 高 圧 電 力 A		
	特 別 高 圧 電 力 B		
	特 別 高 圧 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	A	
		B	
	特 別 高 圧 臨 時 電 力		
	特 別 高 圧 自 家 発 補 給 電 力	A	
B			
特 別 高 圧 予 備 電 力			

15 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官

公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客様の特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客様と当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客様が希望される場合は，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について離島約款〔低圧用〕20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けて

いたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、

別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円87銭	31円38銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間におい

て託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 業務用電力Ⅱ型

(1) 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表

4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,424円43銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円12銭	29円79銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものとしたします。

17 業務用季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電

気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	38円86銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円01銭	33円80銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別から業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に

準ずるものといたします。

18 業務用ウィークエンド電力

(1) 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力に準じて定めます。

(3) 平日休日区分

この契約種別において、平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休日

(5)に定める日をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準

燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へ
 によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとした
 します。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電
 気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）
 の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,424円43銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定するこ
 ととし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された
 電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 平日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円91銭	30円52銭

(ロ) 休日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	29円55銭	28円35銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものいたします。

(5) 休日扱い日

この契約種別において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

イ 土曜日

ロ 日曜日

ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ニ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および

12月31日

(6) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別から、業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものとしたします。

19 高 圧 電 力

(1) 高 圧 電 力 A

イ 適 用 範 囲

高压で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について離島約款〔低圧用〕20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電

力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサル

サービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円94銭	29円62銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ その 他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 B

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	29円95銭	28円72銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

20 季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力A

イ 適 用 範 囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、高圧電力Aに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	34円39銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円26銭	30円76銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、季節別時間帯別電力Bを適用いたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ハ) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、高圧電力Bに準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電

促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	33円27銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円35銭	29円18銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Bに準ずるものといたします。

21 臨時電力

(1) 適用範囲

業務用電力または高圧電力の適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表6（契約電力等の算定方法）に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表6（契約電力等の算定方法）(2)によって算定してえた値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量

値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	39円46銭	37円68銭

(ロ) 高圧電力の適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	契約電力が500キロワット未満の場合	37円15銭	35円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円97銭	34円49銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

22 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需

要に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、高圧電力に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表6（契約電力等の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,285円93銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円47銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

23 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

イ 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、

契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引

いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントとしたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	36円14銭	34円51銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	45円14銭	43円10銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものとしたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15（業務用電力）（4）ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）（4）ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、（イ）にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）（4）イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）（4）イに準じて定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）（4）ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）（4）ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別または平日休日別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別または平日休日別に決定するものといたします。

a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適用範囲

高圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調

整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金(電気を使用する場合のものとしていたします。)の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	34円02銭	32円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	32円93銭	31円58銭

b a以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	契約電力が500キ ワット未満の場合	42円50銭	40円68銭
	契約電力が500キ ワット以上の場合	41円13銭	39円44銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が19（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは19（高圧電力）(2)ハに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を19（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは19（高圧電力）(1)ニに準じて定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 常時供給分の契約電力を19（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは19（高圧電力）(2)ハに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電

力Bの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものといたします。

a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえない

ものいたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものいたします。

24 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下

回らないものとしたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりとしたします。

- (イ) 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力のお客さまの場合、予備線については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の5パーセント、予備電源については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。
- (ロ) 高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合、予備線については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の5パーセント、予備電源については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントに相当するものを適用

いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

25 特別高圧電力A

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Aとあ

わせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。) および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契 約 電 力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによつ

て算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円33銭	30円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円70銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間におい

て託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

26 特別高圧電力B

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除

きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円73銭	28円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円48銭	28円32銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。

27 特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適 用 範 囲

特別高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、特別高圧電力Aに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3(燃料費調整)(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4(離島ユニバーサルサービス調整)(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	37円72銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	34円40銭	33円25銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	34円13銭	32円99銭

c 夜間時間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧 20,000 ボルトで供給を 受ける場合	27円98銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を 受ける場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別から特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

イ 適 用 範 囲

特別高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、特別高圧電力Bに準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、

別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額としたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円94銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円63銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	30円13銭	29円00銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	29円88銭	28円77銭

c 夜 間 時 間

1 キロワット 時 につ	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

- (イ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
- (ロ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Bに需給契約を変更することはできません。
- (ハ) この契約種別から特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。
- (ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

28 特別高圧臨時電力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの場合に準じて定め
ます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはそ

の他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 特別高圧電力Aの適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	38円81銭	37円12銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	38円52銭	36円86銭

(ロ) 特別高圧電力Bの適用範囲に該当する場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	35円70銭	34円27銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	35円40銭	34円01銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

29 特別高圧自家発補給電力

(1) 特別高圧自家発補給電力A

イ 適用範囲

特別高圧電力Aの適用範囲に該当する需要で、お客様の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値
なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金

の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、そ

の1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	35円54銭	33円99銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	35円27銭	33円74銭

b a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	44円36銭	42円42銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	44円03銭	42円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契

約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかでない場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比をその1月の最大需要電力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものといたします。

a 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(ロ) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計

を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特別高圧自家発補給電力B

イ 適 用 範 囲

特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割

増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数

の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	32円68銭	31円37銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	32円40銭	31円13銭

b a 以外の場合

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	40円79銭	39円16銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	40円44銭	38円85銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で

次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らか
な場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなしま
す。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と特別高圧自家発補給
電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電
力とみなします。

へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された
使用電力量から、基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を
乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準とし
て決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあら
かじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めてお
くものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはで
きません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場
合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものといたします。

a 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における
常時供給分の平均電力

b 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分
の平均電力

c 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分
の平均電力

(ロ) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧
自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる
場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電
力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計
を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものといたします。

30 特別高圧予備電力

(1) 適用範囲

特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる

契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の 5 パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の 10 パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3 パーセントといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

31 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

32 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

33 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分ごとの需要電力の最大値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

34 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要が

ある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分ごとの需要電力の最大値（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分ごとの需要電力の最大値といたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分ごとの需要電力の最大値は、計量日に記録された値といたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛り
の中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量
器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量
計ごとに(1)または(8)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値と
いたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した記録
型計量器ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大き
い値といたします。

(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量
できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、
託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

(8) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原
則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがありま

す。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(7)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。

35 料 金 の 算 定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 33（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 33（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

36 日 割 計 算

(1) 当社は、35（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごと

の使用電力量に応じて別表7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 35（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、35（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

37 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、32（検針日）(5)の場合の料金については次回の検針日とし、また、34（使用電力量等の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 38（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針

を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

38 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別

措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(6) 臨時電力および特別高圧臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

39 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

40 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

41 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

42 契約超過金

- (1) 契約電力を協議により定めるお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。ただし、高圧で電気の供給を受けるお客さまで契約電力が500キロワット未満の場合は申し受けません。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、39（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。

43 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

44 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 63（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 46（供給の停止）、55（需給契約の廃止）(1)または57（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

45 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因等により他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等

に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしたが、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

46 供給の停止

- (1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合
- ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもと

づく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ 料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 次の場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

(イ) 高压電力の場合または季節別時間帯別電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力Bもしくは予備電力で高压電力に準ずる場合

(ロ) 特別高压電力Bの場合または特別高压季節別時間帯別電力B、特別高压臨時電力、特別高压自家発補給電力Bもしくは特別高压予備電力で特別高压電力Bに準ずる場合

ホ 44（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 45（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、41（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電

気の供給を停止することがあります。

(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(7) (1)から(6)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

47 供給停止の解除

46（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

48 供給停止期間中の料金

46（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

49 違 約 金

(1) お客さまが46（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した

期間といたします。

50 供給の中止または使用の制限もしくは中止

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。

51 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、または50（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または57（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

52 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者

の電気工作物, 電気機器その他の設備を損傷し, または亡失したことにより, 当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は, 当社は, その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

53 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

54 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

55 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、57（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（臨時電力および特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、

契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であ

ん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、a およびbの金額を精算いたします。

なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、b およびcの金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

c 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定さ

れる金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、aおよびbの金額を精算いたします。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、bおよびcの金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

- c 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
- ホ 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合で、需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは、ハ(ロ)またはニ(ロ)に準じて算定した差額を精算いたします。
- (2) 15(業務用電力) (4)イもしくは19(高圧電力) (1)ニによって契約電力を定めるお客さままたは15(業務用電力) (4)イもしくは19(高圧電力) (1)ニに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または15(業務用電力) (4)イ(イ) cもしくは19(高圧電力) (1)ニ(イ) cにより契約電力を減少しようとする場合または15(業務用電力) (4)イ(イ) cもしくは19(高圧電力) (1)ニ(イ) cに準じて契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少しようとする日は、15(業務用電力) (4)イ(イ) cもしくは19(高圧電力) (1)ニ(イ) cにより契約電力を減少しようとする日または15(業務用電力) (4)イ(イ) cもしくは19(高圧電力) (1)ニ(イ) cに準じて契約電力を減少しようとする日といたします。
- (3) (1)イ(ロ)またはロ(ロ)のお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、利用されてからの期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イ(ロ)またはロ(ロ)に準じて算定した差額を精算いたします。

57 解 約 等

(1) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、55（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

58 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

59 供給方法，工事および施設

- (1) 電気の需給地点は，当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。
- (3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

60 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
- (4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金

等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

61 工事費負担金契約書の作成

当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、工事費負担金契約書を作成いたします。

VIII 保 安

62 保安の責任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

63 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。

附 則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和8年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は、34（使用電力量等の計量）（4）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 業務用蓄熱調整契約についての特別措置

(1) 適用範囲

業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低高圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 平日休日区分および時間帯区分

イ この特別措置において、平日休日区分は、次のとおりといたします。

(イ) 平 日
(ロ)にいう休日以外の日をいいます。

(ロ) 休 日
(6)に定める日をいいます。

ロ この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼 間 時 間
毎日9時から23時までの時間をいいます。

(ロ) 夜 間 時 間
昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ 蓄 熱 割 引 額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(イ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力の夏季料金およびニ(イ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力のその他季料金およびニ(イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ロ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ロ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ロ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{夜間時間における電力量料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ハ)の蓄熱割引率}$$

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ニ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金およびニ(ニ)の夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ニ)の夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ニ)のその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ニ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、(7)に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.236
その他季蓄熱割引率	0.199

(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.193
その他季蓄熱割引率	0.157

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.106
-------	-------

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	平 日	休 日
夏季蓄熱割引率	0.213	0.150
その他季蓄熱割引率	0.177	0.114

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)ロ(イ)の昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の計量は、34（使用電力量等の計量）に準じて行ないません。

ハ 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、夜間使用電力量の計量は、原則として記録型計量器により平日休日別に行ないません。ただし、記録型計量器の取付けができない場合は、その1月に計量された夜間使用電力量をその1月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

ニ 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないません。

ホ 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないません。

ヘ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議

がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 割引単価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,481円70銭
---------------------	-----------

(ロ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給

を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,870円00銭
---------------------	-----------

ホ 当社または当該配電事業者は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる記録型計量器を取り付けます。

へ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

(6) 休日扱い日

この特別措置において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

イ 土曜日

ロ 日曜日

ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ニ 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

(7) 標準控除率表

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

(8) その他

- イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に準ずるものといたします。

5 業務用電化厨房契約についての特別措置

(1) 適用範囲

業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（業務用電化厨房契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し

引いたものといたします。

イ 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価

ロ 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

(3) 計 量

イ 当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 電化厨房電力量の計量は、34（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ニ 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(4) 適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器

(5) そ の 他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

- ロ お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に準ずるものといたします。

6 延滞利息についての特別措置

高圧で電気の供給を受けるお客さまの延滞利息については、当分の間、次のとおりといたします。

- (1) 延滞利息は、39（延滞利息）(2)で算定した金額にかかわらず、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。
- (2) 料金を38（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、39（延滞利息）(1)は適用いたしません。
- (3) 55（需給契約の廃止）(2)または57（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、39（延滞利息）(1)にかかわらず、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (4) 延滞利息は、(3)の場合、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

7 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災

害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書提示を求める等の措置を講ずることがあります。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、37（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ 業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力，業務用ウィークエンド電力，高圧電力，季節別時間帯別電力，特別高圧電力A，特別高圧電力Bおよび特別高圧季節別時間帯別電力の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、35（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

(ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電

力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ イ以外の場合

イに準じて割引を行いません。

ただし、業務用電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力のお客さまについては、令和8年3月31日までの料金は、イまたはロの割引はいたしません。

この場合の料金は、Ⅲ（契約種別および料金）にかかわらず、災害発生日が属する料金の算定期間の次の料金の算定期間から6月に限り、申し受けません。ただし、令和8年3月31日が属する料金の算定期間については、令和8年3月の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合には計量日から令和8年3月31日までの期間における料金は申し受けないこととし、36（日割計算）に準じて日割計算をして、料金を算定いたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、60（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。

イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ 契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

- (4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電力または特別高圧臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、60（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。

- (5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、15（業務用電力）(5)、16（業

務用電力Ⅱ型) (3), 17 (業務用季節別時間帯別電力) (3), 18 (業務用ウィークエンド電力) (4), 19 (高圧電力) (1)ホおよび(2)ニ, 20 (季節別時間帯別電力) (1)ハおよび(2)ハ, 21 (臨時電力) (3), 22 (農事用電力) (3), 23 (自家発補給電力) (1)ハおよび(2)ハ, 24 (予備電力) (3), 25 (特別高圧電力A) (4), 26 (特別高圧電力B) (4), 27 (特別高圧季節別時間帯別電力) (1)ハおよび(2)ハ, 28 (特別高圧臨時電力) (3), 29 (特別高圧自家発補給電力) (1)ハおよび(2)ハならびに30 (特別高圧予備電力) (3)にかかわらず, 災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は, その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

- (6) 災害により被害を受けたお客さまが, 再建等のため, 引込線, 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で, その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは, 60 (工事費負担金等の申受けおよび精算) (1)にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力および特別高圧予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

2 特 定 日

この離島約款において、特定日とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費

調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット 時につき	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘
	特別高圧で供給を受ける場合	25銭7厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格

を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\begin{array}{l} \text{離島ユニ} \\ \text{バーサル} \\ \text{サービス} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計

量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2銭6厘
------------	------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

5 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} - \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} + \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

6 契約電力等の算定方法

臨時電力および農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものいたします。）、または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）の合計のうち、いずれか小さい方に次の(1)または(2)によってえた値といたします。

- (1) 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものいたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、次の係数は乗じないものいたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値としたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、35（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 35 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 35 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また, 業務用電力, 高压電力, 特別高压電力Aおよび特別高压電力Bのお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 35 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 35 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

(2) 電気の供給を開始し, または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は, 次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から, 需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から, 当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 33 (料金の算定期間) (2)の場合は, (1)イにいう検針期間の日数は, 計量

期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法施行規則第31条第2項の規定に
基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 離島等供給約款の変更の内容および
新旧比較表
- 3 料金の算出の根拠
- 4 電気の使用者の負担に関する算出の根拠
および決定の方法に関する説明書

沖 縄 電 力 株 式 会 社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が特定小売供給約款等および標準的な電気供給条件に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない、当該内容を離島等供給約款の料金その他の供給条件に反映するべく、離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 離島等供給約款の変更の内容および 新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が特定小売供給約款等および標準的な電気供給条件に定める料金その他の供給条件の見直しを行なうことにともない、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

新 旧 比 較 表

離島等供給約款[低圧用]

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p data-bbox="439 575 1145 737">離 島 等 供 給 約 款 [低高圧用]</p> <p data-bbox="566 982 1018 1031">令和7年4月1日実施</p> <p data-bbox="528 1608 1071 1675">沖縄電力株式会社</p>	<p data-bbox="1819 575 2525 737">離 島 等 供 給 約 款 [低圧用]</p> <p data-bbox="1947 982 2398 1031">令和8年4月1日実施</p> <p data-bbox="1908 1608 2451 1675">沖縄電力株式会社</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）		低圧版（令和8年4月1日実施）	
離島等供給約款 [低高圧用]		離島等供給約款 [低圧用]	
目次		目次	
I 総則	1	I 総則	1
1 適用	1	1 適用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1	2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定義	1	3 定義	1
4 単位および端数処理	3	4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4	5 実施細目	3
II 契約の申込み	5	II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	5	6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	6	7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	7	8 需要場所	5
9 需給契約の単位	7	9 需給契約の単位	6
10 供給の開始	8	10 供給の開始	6
11 供給の単位	8	11 供給の単位	6
12 承諾の限界	9	12 承諾の限界	6
13 需給契約書の作成	9	13 需給契約書の作成	7
III 契約種別および料金	10	III 契約種別および料金	8
14 契約種別	10	14 契約種別	8
15 定額電灯	11	15 定額電灯	8
16 従量電灯	13	16 従量電灯	10
17 時間帯別電灯	15	17 時間帯別電灯	
18 E eらいふ	19	<u>17</u> E eらいふ	12
19 臨時電灯	24	<u>18</u> 臨時電灯	16
20 公衆街路灯	27	<u>19</u> 公衆街路灯	19
21 業務用電力	31		
22 業務用電力II型	36		
23 業務用季節別時間帯別電力	40		
24 業務用ウィークエンド電力	46		
25 低圧電力	51	<u>20</u> 低圧電力	23
26 高圧電力	55		
27 季節別時間帯別電力	62		
28 臨時電力	70	<u>21</u> 臨時電力	27
29 農事用電力	74	<u>22</u> 農事用電力	30
30 自家発補給電力	76		
31 予備電力	84		
IV 料金の算定および支払い	87	IV 料金の算定および支払い	32
32 料金の適用開始の時期	87	<u>23</u> 料金の適用開始の時期	32
33 検針日	87	<u>24</u> 検針日	32
34 料金の算定期間	88	<u>25</u> 料金の算定期間	33
35 使用電力量等の計量	88	<u>26</u> 使用電力量の計量	33
36 料金の算定	92	<u>27</u> 料金の算定	36
37 日割計算	93	<u>28</u> 日割計算	36
38 料金の支払義務および支払期日	94	<u>29</u> 料金の支払義務および支払期日	37

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
39 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95	30 料金その他の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
40 延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97	31 延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
41 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98	32 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
V 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99	V 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
42 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99	33 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
43 契約超過金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99	
44 力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99	34 力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
45 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・ 100	35 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・ 43
46 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・ 101	36 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・ 44
47 供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101	37 供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
48 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103	38 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
49 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103	39 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
50 違約金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104	40 違約金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
51 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・ 104	41 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・ 47
52 制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・ 104	42 制限または中止の料金割引・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
53 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106	43 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
54 設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107	44 設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
VI 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108	VI 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
55 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108	45 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
56 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108	46 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
57 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108	47 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
58 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりまう料金および工事費の精算・・ 109	48 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりまう料金および工事費の精算・・ 50
59 解約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112	49 解約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
60 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・ 112	50 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・・・ 54
VII 供給方法、工事および工事費の負担・・・・・・・・ 113	VII 供給方法、工事および工事費の負担・・・・・・・・ 55
61 供給方法、工事および施設・・・・・・・・・・ 113	51 供給方法、工事および施設・・・・・・・・・・ 55
62 工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・ 113	52 工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・ 55
VIII 保安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115	VIII 保安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
63 保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115	53 保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
64 調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115	54 調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
65 調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・ 115	55 調査に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・ 57
66 保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・ 115	56 保安に対するお客さまの協力・・・・・・・・・・ 57
67 検査または工事の受託・・・・・・・・・・ 116	57 検査または工事の受託・・・・・・・・・・ 58
68 自家用電気工作物・・・・・・・・・・ 116	58 自家用電気工作物・・・・・・・・・・ 58
附 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118	附 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
別 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147	別 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
I 総 則	I 総 則
1 適 用 (1) 当社が、低圧 もしくは高圧 で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[低高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。	1 適 用 (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。</p> <p>沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島</p>	<p>(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。</p> <p>沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島</p>
<p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低高圧用]によります。</p>	<p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。</p>
<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 高 圧 標準電圧6,000ボルトをいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯</p> <p>(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(10) 契 約 電 力</p>	<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低 圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小 型 機 器 主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(7) 契 約 電 力</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける30分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(15) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(8) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(9) そ の 他 季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備 または契約受電設備 の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約電力 および最大需要電力 の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、25（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧で供給する場合の30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</p> <p>(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、25 20（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。</p> <p>(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>5 実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。</p> <p>ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。</p> <p>ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</p> <p>(3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) 高圧で電気の供給を受けるお客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力の申込みをしていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者が、発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。</p> <p>ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。</p> <p>ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</p> <p>(3) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>	<p>始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。</p>
<p>8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p>	<p>8 需要場所 需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p>
<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力のうちの1契約種別、予備電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯またはE eらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合</p> <p>(3) 次の場合で、2以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され、当社が一括して電気を供給する場合</p> <p>イ コンビナート等の工場群 次のいずれにも該当する場合 (1) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。 (2) それぞれのお客さまが、同一の資本系列に属していること、または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。 (3) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。 (4) お客さまの代表者が、当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い、かつ、当社との協議等を行なうこと。</p> <p>ロ 中小企業工場団地等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第2号イもしくはロ、第3号または第4号に規定する事業を行なう事業協同組合、事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号もしくは第4号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が、中小企業工場団地等において、その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で、次のいずれにも該当するとき。 (1) さく、へい、道路等によって団地と外部とが明確に区分され、かつ、組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。 (2) 需給契約の当事者が組合であること。 (3) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に明確に定められており、かつ、その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。 (4) 高圧電力の適用範囲に該当すること。</p>	<p>9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力</p> <p>(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯またはE eらいふと低圧電力とをあわせて契約する場合</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>13 需給契約書の作成</p> <p>当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p> <p>(1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合</p> <p>(2) 特別の事情があり、お客さままたは当社が必要とする場合</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p><u>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、</u>電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>
<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）

需要区分	契約種別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	
	時 間 帯 別 電 灯	
	E e ら い ふ	
	臨 時 電 灯	A
		B
公 衆 街 路 灯	A	
	B	
電灯電力併用需要	業 務 用 電 力	
	業 務 用 電 力 II 型	
	業 務 用 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	
	業 務 用 ウ ィ ー ク エ ン ド 電 力	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	高 圧 電 力	A
		B
	季 節 別 時 間 帯 別 電 力	A
		B
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	
	自 家 発 補 給 電 力	A
B		
予 備 電 力		

低圧版（令和8年4月1日実施）

需要区分	契約種別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	
	E e ら い ふ	
	臨 時 電 灯	A
		B
	公 衆 街 路 灯	A
B		
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

低高圧版（令和7年4月1日実施）

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	171円22銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	295円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	542円93銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	790円71銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,286円31銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,286円31銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	66円00銭
--------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	171円22銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	295円09銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	542円93銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	790円71銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,286円31銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,286円31銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）		低圧版（令和8年4月1日実施）	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	464円81銭	50ボルトアンペアまでの1機器につき	464円81銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	862円60銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	862円60銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	862円60銭	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	862円60銭

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定〔託送約款等に定めるところによります。〕によって総容量を定めます。）に別表6（~~契約電力等の算定方法~~）(1)ロを適用して算定される値が50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービ

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、契約負荷設備の総容量の算定〔託送約款等に定めるところによります。〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調

低高压版（令和7年4月1日実施）

ス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円74銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円72銭

低圧版（令和8年4月1日実施）

整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整) (1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円74銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	47円72銭

17 時間帯別電灯

~~(1) 適用範囲~~

~~従量電灯の適用範囲に該当し、(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。~~

~~なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。~~

~~(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数~~

~~供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術士または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。~~

~~(3) 時間帯区分~~

~~この契約種別において、時間帯区分は、次のとおりといたします。~~

~~イ 昼間時間~~

~~毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。~~

~~ロ 夜間時間~~

~~昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(4) 料金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが35（使用電力量等の計量）(6)ロにより別表8（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表9（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表10（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生~~

(附則3へ移行)

~~可能エネルギー発電促進賦課金（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）（1）ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）（1）ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。~~

1 契約につき	926円08銭
--------------------	--------------------

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~(イ) 昼間時間~~

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	43円76銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	50円19銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	52円48銭

~~(ロ) 夜間時間~~

1キロワット時につき	29円66銭
-----------------------	-------------------

~~ハ 5時間通電機器割引額~~

~~5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額としたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額としたします。~~

5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	220円00銭
-------------------------------------	--------------------

~~なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~ニ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額~~

~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額としたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額としたしま~~

す。

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき	165円00銭
-------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 最低月額料金

イ およびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	463円04銭
--------	---------

(5) その 他

イ 昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は、別表7（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ (4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(4)ニは適用いたしません。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

18 E e ら い ふ

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

イ 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が原則として1キロワット以上であること。

ロ (3)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

なお、昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

17 E e ら い ふ

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、別表7（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）、別表8（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）または別表9（昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機）に定める小型機器（以下「昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機」といいます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

低高圧版（令和7年4月1日実施）

(3) 時間帯区分

この契約種別において、時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、(6)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、昼間時間を除きます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、~~お客さまが35（使用電力量等の計量）(6)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、~~電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,718円08銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	57円41銭	53円92銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

1 キロワット時につき	44円68銭
-------------	--------

低圧版（令和8年4月1日実施）

(3) 時間帯区分

この契約種別において、時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間（デイトタイム）

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、(6)に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 生活時間（リビングタイム）

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、昼間時間を除きます。

ハ 夜間時間（ナイトタイム）

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	2,503円60銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間（デイトタイム）

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	49円01銭	47円42銭

(ロ) 生活時間（リビングタイム）

1 キロワット時につき	41円53銭
-------------	--------

低高圧版（令和7年4月1日実施）

低圧版（令和8年4月1日実施）

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

1キロワット時につき	29円66銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間（ナイトタイム）

1キロワット時につき	34円77銭
------------	--------

~~ハ~~ ~~5時間通電機器割引額~~

~~5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。~~

5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき	220円00銭
-------------------------------------	--------------------

~~なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~ニ~~ ~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額~~

~~通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。~~

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき	165円00銭
--	--------------------

~~なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~ホ~~ ~~最低月額料金~~

~~イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。~~

1契約につき	859円04銭
-------------------	--------------------

(5) E e プラン（全電化住宅割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたE e プラン割引額を差し引いたものといたします。ただし、(4)によって料金として算定された金額から別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定されたE e プラン割引額を差し引いてえた金額が(4)ホの最低月額料金を下回る場合の料金は、(4)ホの最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ E e プラン割引額

E e プラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によ

(5) E e プラン（全電化割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、(4)によって料金として算定された金額からイによって算定されたE e プラン割引額を差し引いたものといたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ E e プラン割引額

E e プラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によ

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）				
<p>て算定された金額がロに定めるE eプラン割引上限額を上回る場合のE eプラン割引額は、ロに定めるE eプラン割引上限額といたします。</p> <p>E eプラン割引額 = 割引対象額 × 10パーセント</p> <p>なお、この場合、割引対象額とは、(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。</p> <p>ロ E eプラン割引上限額</p> <table border="1" data-bbox="222 415 1175 478"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>3,300円00銭</td> </tr> </table> <p>ハ 全電化需要およびE eプラン（全電化住宅割引）にかかわる取扱い</p> <p>(イ) 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) E eプラン（全電化住宅割引）の適用を受けている場合で、全電化需要でないことが明らかになったときは、50（違約金）に準じて違約金を申し受けます。</p> <p>(ニ) E eプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>(ホ) 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。</p> <p>(6) 休日等</p> <p>この契約種別において、休日等とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 日曜日</p> <p>ロ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日</p> <p>ハ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p> <p>(7) その他</p> <p>イ 5時間通電機器割引額、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額、最低月額料金およびE eプラン割引上限額の日割計算は、別表7（日割計算の基本算式）によるものといたします。</p> <p>なお、5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。</p> <p>ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>ハ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ニ (4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(4)ニは適用いたしません。</p> <p>ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。</p>	1 契約につき	3,300円00銭	<p>て算定された金額がロに定めるE eプラン割引上限額を上回る場合のE eプラン割引額は、ロに定めるE eプラン割引上限額といたします。</p> <p>E eプラン割引額 = 割引対象額 × 10パーセント</p> <p>なお、この場合、割引対象額とは、(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。</p> <p>ロ E eプラン割引上限額</p> <table border="1" data-bbox="1596 415 2549 478"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>3,300円00銭</td> </tr> </table> <p>ハ 全電化需要およびE eプラン（全電化割引）にかかわる取扱い</p> <p>(イ) 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>(ロ) 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) E eプラン（全電化割引）の適用を受けている場合で、全電化需要でないことが明らかになったときは、40（違約金）に準じて違約金を申し受けます。</p> <p>(ニ) E eプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>(ホ) 27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。</p> <p>(6) 休日等</p> <p>この契約種別において、休日等とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 日曜日</p> <p>ロ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日</p> <p>ハ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p> <p>(7) その他</p> <p>イ E eプラン割引上限額の日割計算は、別表6（日割計算の基本算式）によるものといたします。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。</p>	1 契約につき	3,300円00銭
1 契約につき	3,300円00銭				
1 契約につき	3,300円00銭				
<p>19 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたしま</p>	<p>18 臨時電灯</p> <p>(1) 臨時電灯 A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたしま</p>				

低高圧版（令和7年4月1日実施）

す。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	17円00銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	34円01銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	34円01銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	340円04銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	340円04銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

- (2) 臨時電灯B
- イ 適用範囲

低圧版（令和8年4月1日実施）

す。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	17円00銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	34円01銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	34円01銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	340円04銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	340円04銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

- (2) 臨時電灯B
- イ 適用範囲

低高压版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）												
<p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="222 961 1222 1075"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで</td> <td>790円09銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>52円49銭</td> </tr> </table> <p>ハ その 他</p> <p>(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。</p>	最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円49銭	<p>電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。</p> <p>(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1596 961 2597 1075"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで</td> <td>790円09銭</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>52円49銭</td> </tr> </table> <p>ハ その 他</p> <p>(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。</p> <p>(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Bを適用いたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。</p>	最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円49銭
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円49銭											
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭											
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円49銭											
<p>20 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、</p>	<p>19 公衆街路灯</p> <p>(1) 公衆街路灯A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。</p> <p>ロ 料 金</p> <p>料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、</p>												

低高圧版（令和7年4月1日実施）

電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	159円79銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	513円01銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748円50銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,219円48銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,219円48銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	55円00銭
--------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	159円79銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277円50銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	513円01銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748円50銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,219円48銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,219円48銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）

50ボルトアンペアまでの1機器につき	428円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	802円65銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	802円65銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円20銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

50ボルトアンペアまでの1機器につき	428円40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	802円65銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	802円65銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	40円20銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
す。	す。
<p>21 業務用電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発供給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発供給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。</p> <p>イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。</p> <p>ロ 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約負荷設備および契約受電設備</p> <p>契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>契約電力は、次によって定めます。</p> <p>イ 契約電力が500キロワット未満の場合</p> <p>(i) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。</p> <p>b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その</p>	(削除)

~~期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ロ 契約電力が500キロワット以上の場合~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。~~

~~(5) 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円87銭	31円38銭

~~ハ 力率割引および割増し~~

~~(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

22 業務用電力Ⅱ型

~~(1) 適用範囲~~

~~業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。~~

~~(2) 契約電力~~

~~契約電力は、次によって定めます。~~

~~イ 契約電力が500キロワット未満の場合~~

~~(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。~~

~~α 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。~~

~~β 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。~~

~~γ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日~~

(削除)

~~以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ロ 契約電力が500キロワット以上の場合~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。~~

~~(3) 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(4)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき

2,424円43銭

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。~~

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	31円12銭	29円79銭

~~ハ 力率割引および割増し~~

~~(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~(ロ) 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~(4) そ の 他~~

~~イ お客さまが希望される場合は、業務用電力に準じ、予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次により算定いたします。~~

~~(イ) 基 本 料 金~~

~~基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。~~

~~(ロ) 電 力 量 料 金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量につき、(3)ロの該当料金を適用いたします。~~

~~ロ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。~~

~~ハ この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。~~

~~ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものいたします。~~

~~23 業務用季節別時間帯別電力~~

~~(1) 適 用 範 囲~~

~~業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。~~

~~(2) 契 約 電 力~~

~~契約電力は、次によって定めます。~~

~~イ 契約電力が500キロワット未満の場合~~

~~(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のう~~

(削除)

~~ち、いずれか大きい値といたします。~~

~~a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。~~

~~b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。~~

~~c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ロ 契約電力が500キロワット以上の場合~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。~~

~~(3) 時間帯区分~~

~~この契約種別において、時間帯区分は、次のとおりといたします。~~

~~イ ピーク時間~~

~~夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、(5)に定める日の該当する時間を除きます。~~

~~ロ 昼間時間~~

~~毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。~~

~~ハ 夜間時間~~

~~ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(4) 料金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~(イ) ピーク時間~~

1キロワット時につき	38円86銭
------------	--------

~~(ロ) 昼間時間~~

~~昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	35円01銭	33円80銭

~~(ハ) 夜間時間~~

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。</p> <p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。</p> <p>(5) 休 日 等</p> <p>この契約種別において、休日等とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 日曜日</p> <p>ロ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日</p> <p>ハ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p> <p>(6) そ の 他</p> <p>イ お客さまが希望される場合は、業務用電力に準じ、予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、(4)を常時供給分の該当料金として算定いたします。</p> <p>ロ 自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。</p> <p>(イ) 自家発補給電力Aの料金は、30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。</p> <p>(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。</p> <p>ア 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>イ 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>エ 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>ハ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。</p> <p>なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>ニ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用電力II型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ホ この契約種別から業務用電力または業務用電力II型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。</p> <p>ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。</p>	
<p>24 業務用ウィークエンド電力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p>(2) 契 約 電 力</p>	(削除)

~~契約電力は、次によって定めます。~~

~~イ 契約電力が500キロワット未満の場合~~

~~(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。~~

~~a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。~~

~~b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。~~

~~c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(2) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ロ 契約電力が500キロワット以上の場合~~

~~(1) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(2) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それ~~

~~までの間の契約電力は、イによって定めます。~~

~~(3) 平日休日区分~~

~~この契約種別において、平日休日区分は、次のとおりといたします。~~

~~イ 平 日~~

~~ロにいう休日以外の日をいいます。~~

~~ロ 休 日~~

~~(5)に定める日をいいます。~~

~~(4) 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~イ 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(6)イの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	2,424円43銭
---------------	-----------

~~ロ 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~(イ) 平 日~~

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	31円91銭	30円52銭

~~(ロ) 休 日~~

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	29円55銭	28円35銭

~~ハ 力率割引および割増し~~

~~(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定め~~

~~るところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~(n) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~(5) 休日扱い日~~

~~この契約種別において、休日扱い日とは、次の日をいいます。~~

~~イ 土曜日~~

~~ロ 日曜日~~

~~ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日~~

~~ニ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日~~

~~(6) その他~~

~~イ お客さまが希望される場合は、業務用電力に準じ、予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次により算定いたします。~~

~~(1) 基本料金~~

~~基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源については業務用電力の基本料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。~~

~~(n) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量につき、(4)ロの該当料金を適用いたします。~~

~~ロ 自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。~~

~~(1) 自家発補給電力Aの料金は、30（自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。~~

~~(n) 自家発補給電力Aと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として平日休日別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。~~

~~a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力~~

~~b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力~~

~~c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用ウィークエンド電力の平日休日別の平均電力~~

~~ハ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。~~

~~なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの平日休日別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。~~

~~ニ 契約期間満了に先だつて、原則として業務用電力または業務用電力II型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。~~

~~ホ この契約種別から、業務用電力または業務用電力II型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。~~

~~ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものいたします。~~

ます。

25 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約電力等の算定方法）(2)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

20 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4（契約電力等の算定方法）(2)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,393円85銭
---------------	-----------

契約電力1キロワットにつき	1,393円85銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円18銭	30円79銭

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円18銭	30円79銭

ハ 力率割引および割増し

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表4（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、進相用コンデンサ取付容量基準（託送約款等に定めるものといたします。）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>	<p>なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>ニ その他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。</p> <p>(6) その他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。</p>
<p>26 高 圧 電 力</p> <p>(1) 高 圧 電 力 A</p> <p>イ 適 用 範 囲</p> <p>高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発供給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発供給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。</p> <p>(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。</p> <p>(ロ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について25（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。</p> <p>ハ 契約負荷設備および契約受電設備</p> <p>契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ニ 契 約 電 力</p> <p>(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。</p> <p>b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</p> <p>c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間に</p>	<p>(削除)</p>

~~については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用したときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ホ 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円94銭	29円62銭

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定~~

~~めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~ホ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ハ その他~~

~~(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。~~

~~(ロ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。~~

~~(2) 高圧電力B~~

~~イ 適用範囲~~

~~高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。~~

~~ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数~~

~~供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。~~

~~ハ 契約電力~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。~~

~~ニ 料金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサ~~

~~ルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	29円95銭	28円72銭

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ホ その他~~

~~発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。~~

27 季節別時間帯別電力

~~(1) 適用範囲~~

~~高压電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。~~

~~(2) 時間帯区分~~

~~季節別時間帯別電力Aおよび季節別時間帯別電力Bにおいて、時間帯区分は、次のとおりといたします。~~

~~イ ピーク時間~~

~~夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、(5)に定める日の該当する時間を除きます。~~

~~ロ 昼間時間~~

~~毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および(5)に定める日の該当する時間を除きます。~~

(削除)

~~ハ 夜間時間~~

~~ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(3) 季節別時間帯別電力A~~

~~イ 適用範囲~~

~~高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満であるものに適用いたします。~~

~~ロ 契約電力~~

~~(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。~~

~~a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。~~

~~b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。~~

~~c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。~~

~~(2) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ハ 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定~~

された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（ニ(ロ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~a ピーク時間~~

1キロワット時につき	34円39銭
------------	--------

~~b 昼間時間~~

~~昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円26銭	30円76銭

~~c 夜間時間~~

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ニ その他~~

~~(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、季節別時間帯別電力Bを適用いたします。~~

~~(ロ) お客さまが希望される場合は、高压電力Aに準じ、予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。~~

~~(ハ) 自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。~~

~~a 自家発補給電力Bの料金は、30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたしま~~

~~す。~~

~~㌞ 自家発補給電力Bと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。~~

~~(a) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~

~~(b) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~

~~(c) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力~~

~~(ニ) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。~~

~~なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。~~

~~(ホ) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。~~

~~(ハ) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。~~

~~(ト) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Aに準ずるものといたします。~~

~~(4) 季節別時間帯別電力B~~

~~イ 適用範囲~~

~~高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。~~

~~ロ 契約電力~~

~~(1) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がいてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(ハ) 季節別時間帯別電力Aとして電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(1)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(3)ロによって定めます。~~

~~ハ 料金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定~~

~~された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（ニ(イ)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~a ピーク時間~~

1キロワット時につき	33円27銭
------------	--------

~~b 昼間時間~~

~~昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円35銭	29円18銭

~~c 夜間時間~~

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ニ その他~~

~~(イ) お客さまが希望される場合は、高压電力Bに準じ、予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の料金は、ハを常時供給分の該当料金として算定いたします。~~

~~(ロ) 自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。~~

~~a 自家発補給電力Bの料金は、30（自家発補給電力）(2)ハの料金を適用して算定いたします。~~

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>6 自家発補給電力Bと同計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。</p> <p>(a) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>(b) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>(c) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力</p> <p>(d) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。</p> <p>なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(e) 契約期間満了に先だつて、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。</p> <p>(f) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。</p> <p>(g) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Bに準ずるものといたします。</p> <p>(5) 休日等</p> <p>季節別時間帯別電力Aおよび季節別時間帯別電力Bにおいて、休日等とは、次の日をいいます。</p> <p>イ 日曜日</p> <p>ロ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日</p> <p>ハ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p>	
<p>28 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>イ 動力（高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用するもの。</p> <p>ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表6（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロによって算定してえた値といたします。</p> <p>(3) 料金</p> <p>契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金</p>	<p>21 臨時電力</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p><u>動力を使用し</u>、契約使用期間が1年未満の需要で、<u>契約電力が原則として50キロワット未満である</u>ものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。</p> <p>(2) 契約電力</p> <p>契約電力は、低圧電力に準じて定めます。</p> <p>(3) 料金</p> <p>契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。</p> <p>イ 定額制供給の場合</p> <p>料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金</p>

低高压版（令和7年4月1日実施）

額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

303円60銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

~~業務用電力~~、~~低圧電力または高圧電力~~の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、~~業務用電力~~、~~低圧電力または高圧電力~~の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

~~a~~ (1)イに該当する場合

(a) ~~低圧で電気の供給を受ける場合~~

低圧版（令和8年4月1日実施）

額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき

303円60銭

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき20（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、20（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）			低圧版（令和8年4月1日実施）		
		夏季料金	その他季料金		
1キロワット時につき		38円64銭	36円97銭	1キロワット時につき	
(b) 高圧で電気の供給を受ける場合					
		夏季料金	その他季料金		
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	37円15銭	35円57銭		
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円97銭	34円49銭		
ホ (1)ロに該当する場合					
		夏季料金	その他季料金		
1キロワット時につき		39円46銭	37円68銭		
<p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。</p> <p>(4) その他 イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準ずるものとしたします。</p>			<p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</p> <p>(4) その他 イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとしたします。</p>		
<p>29 農事用電力 (1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力(高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。)を使用する需要に適用いたします。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表6（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値といたします。 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算</p>			<p>22 農事用電力 (1) 適用範囲 農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力を使用する需要で、<u>契約電力が原則として50キロワット未満であるもの</u>に適用いたします。 (2) 契約電力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算</p>		

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）																
<p>定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="222 535 1231 766"> <tr> <td data-bbox="222 535 445 651">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="445 535 994 651">標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合</td> <td data-bbox="994 535 1231 651">953円85銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 651 445 766"></td> <td data-bbox="445 651 994 766">標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td> <td data-bbox="994 651 1231 766">1,285円93銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="222 871 1231 1102"> <tr> <td data-bbox="222 871 445 987">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="445 871 994 987">標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合</td> <td data-bbox="994 871 1231 987">29円16銭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="222 987 445 1102"></td> <td data-bbox="445 987 994 1102">標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合</td> <td data-bbox="994 987 1231 1102">28円47銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。</p> <p>(4) その他 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力に準ずるものいたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	953円85銭		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,285円93銭	1キロワット時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	29円16銭		標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28円47銭	<p>定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1602 535 2552 598"> <tr> <td data-bbox="1602 535 2300 598">契約電力1キロワットにつき</td> <td data-bbox="2300 535 2552 598">953円85銭</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1602 871 2552 934"> <tr> <td data-bbox="1602 871 2300 934">1キロワット時につき</td> <td data-bbox="2300 871 2552 934">29円16銭</td> </tr> </table> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。</p> <p>(4) その他 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものいたします。</p>	契約電力1キロワットにつき	953円85銭	1キロワット時につき	29円16銭
契約電力1キロワットにつき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	953円85銭															
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1,285円93銭															
1キロワット時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで供給を受ける場合	29円16銭															
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	28円47銭															
契約電力1キロワットにつき	953円85銭																
1キロワット時につき	29円16銭																
<p>30—自家発補給電力 (1) 自家発補給電力A イ 適用範囲 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。 なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制し</p>	<p>(削除)</p>																

~~たときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。~~

~~ロ 契 約 電 力~~

~~(イ) 契約電力は、お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。~~

~~(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。~~

~~a 予備発電設備が設置されている場合~~

~~お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値~~

~~なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。~~

~~b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合~~

~~お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値~~

~~ハ 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~(イ) 基 本 料 金~~

~~基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。~~

~~(ロ) 電 力 量 料 金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量~~

低高圧版（令和7年4月1日実施）

低圧版（令和8年4月1日実施）

をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a—定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	36円14銭	34円51銭

b—a 以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	45円14銭	43円10銭

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。~~

~~ニ 自家発補給電力Aの使用~~

~~(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。~~

~~(ロ) 業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が21（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。~~

~~ホ 業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力~~

~~業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(イ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(ロ) 業務用電力の契約電力を21（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなき場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ヘ 業務用電力と同一計量される場合の使用電力量~~

~~(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。~~

~~なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。~~

~~a—自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力~~

~~b—自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力~~

~~c—自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力~~

~~(ロ) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定す~~

ることが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

~~(1) 使用電力量の区分~~

~~自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。~~

~~ト その他~~

~~(1) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。~~

~~なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。~~

~~(2) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。~~

~~(3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。~~

~~(2) 自家発補給電力B~~

~~イ 適用範囲~~

~~高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。~~

~~なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。~~

~~ロ 契約電力~~

~~契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~ハ 料金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~(1) 基本料金~~

~~基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月~~

から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

~~(ロ) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたしません。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比である分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。~~

~~a 定期検査または定期補修による場合~~

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	34円02銭	32円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	32円93銭	31円58銭

~~b a以外の場合~~

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	42円50銭	40円68銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	41円13銭	39円44銭

~~(ハ) 力率割引および割増し~~

~~力率割引および割増しは、高压電力に準ずるものといたします。~~

~~ニ 自家発補給電力Bの使用~~

~~(イ) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。~~

~~(ロ) 高压電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高压電力の契約電力が26（高压電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が高压電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。~~

~~ホ 高压電力と同一計量される場合の最大需要電力~~

~~高压電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(イ) 高压電力の契約電力を26（高压電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。~~

~~(ロ) 高压電力の契約電力を26（高压電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の~~

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>なお、超過の原因が明らかでない場合は、高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>△ 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。</p> <p>α 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力</p> <p>β 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力</p> <p>ε 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力</p> <p>(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分</p> <p>自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものいたします。</p> <p>ト その 他</p> <p>(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</p> <p>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものいたします。</p>	
<p>31 予 備 電 力</p> <p>(1) 適 用 範 囲</p> <p>業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</p> <p>イ 予 備 線</p> <p>常時供給変電所から供給を受ける場合</p> <p>ロ 予 備 電 源</p> <p>常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合</p> <p>(2) 契 約 電 力</p> <p>契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要</p>	(削除)

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントに相当するものを適用いたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。</p> <p>なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。</p> <p>(4) そ の 他</p> <p>イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。</p> <p>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。</p>	<p>電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。</p> <p>(3) 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントに相当するものを適用いたします。</p> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。</p> <p>なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し</p> <p>力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。</p> <p>(4) そ の 他</p> <p>イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。</p> <p>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。</p>
<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>32 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>23 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>
<p>33 検 針 日</p> <p>検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なっ</p>	<p>24 検 針 日</p> <p>検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なっ</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>たものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に行なうことがあります。</p> <p>(4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。</p> <p> なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</p> <p> イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p> ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。</p>	<p>たものとされる日といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。</p> <p>(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に行なうことがあります。</p> <p>(4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。</p> <p> なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。</p> <p> イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</p> <p> ロ その他特別の事情がある場合</p> <p>(5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</p> <p>(6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。</p>
<p>34 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または35（使用電力量等の計量）(4)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>	<p>25 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 定額制供給の場合または26（使用電力量の計量）(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。</p>
<p>35 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(9)および(10)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</p>	<p>26 使用電力量の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>イ 33（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。</p> <p>ロ 33（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。</p> <p>ハ 33（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。</p> <p>(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(9)および(10)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</p> <p>なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>(3) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>(4) 時間帯別電灯、E e らいふ、業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。</p> <p>なお、時間帯別電灯またはE e らいふの場合で、記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の夜間時間帯以外の使用電力量を差し引いた値といたします。</p> <p>(5) 業務用ウィークエンド電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として平日休日別に行ないます。</p> <p>(6) 時間帯別電灯およびE e らいふにおける夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯の</p>	<p>イ 24（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、27（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。</p> <p>ロ 24（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。</p> <p>ハ 24（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、27（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。</p> <p>なお、記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。</p> <p>(2) 計量器の読みは、次によります。</p> <p>イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。</p> <p>ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</p> <p>ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(3) E e らいふのお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。</p> <p>なお、記録型計量器により計量するときの料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の夜間時間帯以外の使用電力量を差し引いた値といたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまと当社との協議のうえ、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社または当該配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社または当該配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>ハ イおよびロの場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。</p> <p>(7) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(8) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(9) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(10)の場合を除き、次によります。</p> <p>イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <p>(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(11) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(12) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて、記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p>	<p>(4) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。</p> <p>(5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(10)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。</p> <p>(7) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(8) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(9) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。</p> <p>(10) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(1)イ、ロ、ハおよび(7)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとの使用電力量を合計した値といたします。</p>
36 料金の算定	27 料金の算定

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ <u>34</u>（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。 ニ <u>34</u>（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。 <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合 ハ <u>25</u>（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。 <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>37 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>36</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯B、公衆街路灯B<u>および時間帯別電灯</u>の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 <p>(2) <u>36</u>（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、<u>36</u>（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。 <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>28 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>27</u>（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯B <u>および</u>公衆街路灯Bの昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 <p>(2) <u>27</u>（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、<u>27</u>（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の<u>基本料金</u>は、その前後の力率にもとづいて、別表<u>6</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
<p>38 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、<u>33</u>（検針日）(5)の場合の料金または<u>35</u>（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、<u>35</u>（使用電力量等の計量）(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量<u>または最大需要電力</u>が協議によって定められた日といたします。 なお、<u>35</u>（使用電力量等の計量）(4)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電 	<p>29 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、<u>24</u>（検針日）(5)の場合の料金または<u>26</u>（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、<u>26</u>（使用電力量の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、<u>26</u>（使用電力量の計量）(8)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 39（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>	<p>灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。</p> <p>ハ 30（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。</p> <p>ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</p> <p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p>(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</p>
<p>39 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金</p>	<p>30 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</p> <p>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。</p> <p>ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。</p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 33（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>	<p>融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(5) 24（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。</p> <p>(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</p> <p>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</p> <p>(8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</p>
<p>40 延滞利息</p> <p>(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を39（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 57（需給契約の廃止）(2)または59（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>31 延滞利息</p> <p>(1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を30（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 47（需給契約の廃止）(2)または49（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>41 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範</p>	<p>32 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。</p>	<p>囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。<u>この場合、充当後の残額はお返しいたします。</u>また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。</p>
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>42 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>33 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>43 契約超過金</p> <p>(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用した場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、40（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。</p>	
<p>44 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率となら</p>	<p>34 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率となら</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。</p> <p>なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>ないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、取り付けていただきます。</p>
<p>45 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 66（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 47（供給の停止）、57（需給契約の廃止）(1)または59（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>35 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 56（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 37（供給の停止）、47（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>
<p>46 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準</p>	<p>36 電気の使用にともなうお客さまの協力</p> <p>(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p> <p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合</p> <p>ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合</p> <p>ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(以下「技術基準」といいます。), その他の法令等にしたいがい, 当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p> <p>なお, この場合の料金その他の連系条件は, 当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>	<p>(以下「技術基準」といいます。), その他の法令等にしたいがい, 当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。</p>
<p>47 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には, 当社または当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお, この場合には, 供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ 当社と締結する他の契約(既に消滅しているものを含みます。)にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合</p> <p>ニ 料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で, 契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ロ 農事用電力の場合で, 契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>(4) お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当社または当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 低圧電力の場合で, 電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ホ 高圧電力の場合または季節別時間帯別電力, 臨時電力, 農事用電力, 自家発補給電力Bもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で, 付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)によって電気を使用されたとき。</p> <p>ハ 45(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して, 当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ニ 46(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で, 当社がその改善を求めても, 42(適正契約の保持)に定める適正契約への変更に応じていただけないときには, 当社または当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(7) (1)から(6)によって電気の供給を停止する場合には, 当社または当該配電事業者は, 当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において, 供給停止のための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお, この場合には, 必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	<p>37 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には, 当社または当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>なお, この場合には, 供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロ お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハ 当社と締結する他の契約(既に消滅しているものを含みます。)にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合</p> <p>ニ 料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ 公衆街路灯または農事用電力の場合で, 契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</p> <p>ロ 農事用電力の場合で, 契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</p> <p>(4) お客さまが次のいずれかに該当し, 当社がその旨を警告しても改めない場合には, 当社または当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 低圧電力の場合で, 電灯または小型機器を使用されたとき。</p> <p>ホ 35(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して, 当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ハ 36(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には, 当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は, そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には, 当社または当該配電事業者は, 当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において, 供給停止のための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお, この場合には, 必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>48 供給停止の解除 47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>38 供給停止の解除 37（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>49 供給停止期間中の料金 47（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を37（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>	<p>39 供給停止期間中の料金 37（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を28（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。</p>
<p>50 違 約 金 (1) お客さまが47（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからホまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>40 違 約 金 (1) お客さまが37（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>51 供給の中止または使用の制限もしくは中止 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p>	<p>41 供給の中止または使用の制限もしくは中止 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p>
<p>52 制限または中止の料金割引 (1) 当社または当該配電事業者が、51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 定額電灯、従量電灯、契約電力が500キロワット未満の業務用電力、低圧電力および高圧電力Aの場合 (イ) 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (イ) 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。 (イ) 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたしま</p>	<p>42 制限または中止の料金割引 (1) 当社または当該配電事業者が、41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、<u>定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する</u>電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、当社は、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割引の対象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、27（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 ロ 割引率 1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたしま</p>

ます。

~~ロ~~ 契約電力が500キロワット以上の業務用電力および高圧電力Bの場合

(イ) ~~割引の対象~~
~~力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。~~

(ロ) ~~割引率~~
~~1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。~~

(ハ) ~~制限または中止延べ時間数の計算~~
~~延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。~~
~~なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。~~

~~a 需要電力を制限した場合~~

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

~~H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）~~
~~H = 制限時間~~
~~D = 契約電力~~
~~d = 制限時間中の需要電力の最大値~~

~~b 使用電力量を制限した場合~~

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

~~H' = 修正時間~~
~~H = 制限時間~~
~~A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客様の平常 操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）~~
~~B = 制限時間中の使用電力量~~

~~e 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。~~

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客様に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、~~農事用電力、自家発補給電力および予備電力~~に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。

(4) ~~時間帯別電灯、E eらいふ、業務用電力II型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウー~~
~~クエンド電力および季節別時間帯別電力~~に対する供給の中止または使用の制限については、料金の~~割引はいたしません。~~

す。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客様に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力~~および~~農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。

(4) E eらいふに対する供給の中止または使用の制限については、料金の~~減額は行ないません。~~

53 損害賠償の免責

(1) ~~51~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由による

43 損害賠償の免責

(1) ~~41~~（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由による

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または59（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>ものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>54 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>44 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>55 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>45 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
<p>56 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、低圧で電気の供給を受けるお客さまについては、当社が必要とする場合を除き、口頭、電話等によることができます。</p>	<p>46 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等によることができます。</p>
<p>57 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>(2) 需給契約は、59（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を</p>	<p>47 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。</p> <p>(2) 需給契約は、49（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
<p>58 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>(+) お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けている場合で，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>ㄥ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>(+) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>(+) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。</p> <p>ㄏ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>ㄏ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</p> <p>ㄥ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>(+) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(+) 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。</p> <p>ㄏ 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>ㄏ 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</p> <p>ㄥ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合</p> <p>(+) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(+) 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，ㄏおよびㄏの金額を精算いたします。ただし，減少にもない供給電圧を変更する場合は，ㄏおよびㄏの金額を精算いたします。</p>	<p>48 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p>お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>ㄥ 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>ㄥ 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</p> <p>(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p>ㄥ 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>ㄥ 当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。</p> <p>(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</p> <p>(3) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合</p> <p>ㄥ 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>ㄥ 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。</p> <p>なお，減少にもない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，(ロ)および(ハ)の金額を精算いたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p> a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 c <u>お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について</u>当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額 </p> <p> 二 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合 (4) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (4) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、aおよびbの金額を精算いたします。<u>ただし</u>、減少にもない供給電圧を変更する場合は、bおよびcの金額を精算いたします。 </p> <p> a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 c <u>お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について</u>当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にもない既に申し受けた工事費負担金との差額 </p> <p> (2) 21（業務用電力）(4)イまたは26（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または21（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは26（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、21（業務用電力）(4)イ(イ)cまたは26（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日といたします。 </p>	<p> (4) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (4) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (4) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額 </p> <p> (4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。 <u>なお</u>、減少にもない供給電圧を変更する場合は、<u>お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について(ロ)および(ハ)</u>の金額を精算いたします。 (イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額 (ハ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にもない既に申し受けた工事費負担金との差額 </p>
<p> 59 解 約 等 (1) 47（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、57（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転 </p>	<p> 49 解 約 等 (1) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、47（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転 </p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>60 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>50 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>
<p style="text-align: center;">Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担</p> <p>61 供給方法，工事および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担</p> <p>51 供給方法，工事および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p>
<p>62 工事費負担金等の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、一契約書を作成いたします。</p>	<p>52 工事費負担金等の申受けおよび精算</p> <p>(1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。</p> <p>(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p>イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。</p> <p>ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</p> <p>(5) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。</p>

低圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">Ⅷ 保 安</p> <p>63 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅷ 保 安</p> <p>53 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>
<p>64 調 査 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</p>	<p>54 調 査 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。</p>
<p>65 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 当社または当該配電事業者は、64（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>	<p>55 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 当社または当該配電事業者は、54（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。</p>
<p>66 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが、当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>	<p>56 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p>
<p>67 検査または工事の受託 (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社または当該配電事業者は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。 (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる限りこれを受託</p>	<p>57 検査または工事の受託 (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。 (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社または当該配電事業者は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。 (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者へ申し込むことができます。 (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社または当該配電事業者は、できる限りこれを受託</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>いたします。受託したときには、当社または当該配電事業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>	<p>いたします。受託したときには、当社または当該配電事業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。</p>
<p>68 自家用電気工作物 (1) お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。 ↳ 64（調査） ↳ 65（調査に対するお客さまの協力） ↳ 67（検査または工事の受託） (2) お客さまが高圧により電気の供給を受ける場合には、当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。</p>	<p>58 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。 <u>(1) 54（調査）</u> <u>(2) 55（調査に対するお客さまの協力）</u> <u>(3) 57（検査または工事の受託）</u></p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和7年4月1日から実施いたします。</p>	<p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和8年4月1日から実施いたします。</p>
<p>2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、35（使用電力量等の計量）(7)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>4 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 料金 各月の料金は、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、時間帯別電灯の場合で17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月額料金を下回るときには17（時間帯別電灯）(4)ホの最低月</p>	<p>2 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 従量電灯または時間帯別電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 料金 各月の料金は、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯または時間帯別電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が、従量電灯の場合で16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回るときには16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、時間帯別電灯の場合で附則3（時間帯別電灯についての特別措置）(4)ホの最低月額料金を下回るときには附則3（時</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）				
<p>額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、それぞれ料金といたします。</p> <p>イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。 ちゅらクック割引額 = ロの割引対象額 × 3パーセント</p> <p>ロ 割引対象額 割引対象額は、次のとおりといたします。 (イ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 (ロ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は、17（時間帯別電灯）(3)に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に17（時間帯別電灯）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。</p> <p>ハ ちゅらクック割引上限額</p> <table border="1" data-bbox="222 840 1178 905"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>550円00銭</td> </tr> </table> <p>(3) その他 イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。 なお、この場合の違約金は、50（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ 当社は、37（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(4)によるものといたします。 ヘ 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯または時間帯別電灯にかかわる規定を準用するものといたします。</p> <p>(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 ちゅらクック割引上限額 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ロ 36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p>	1 契約につき	550円00銭	<p>間帯別電灯 <u>についての特別措置</u>）(4)ホの最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計を、それぞれ料金といたします。</p> <p>イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。 ちゅらクック割引額 = ロの割引対象額 × 3パーセント</p> <p>ロ 割引対象額 割引対象額は、次のとおりといたします。 (イ) 従量電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 (ロ) 時間帯別電灯として電気の供給を受ける場合 割引対象額は、<u>附則3</u>（時間帯別電灯 <u>についての特別措置</u>）(3)に定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に <u>附則3</u>（時間帯別電灯 <u>についての特別措置</u>）(4)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。</p> <p>ハ ちゅらクック割引上限額</p> <table border="1" data-bbox="1596 840 2552 905"> <tr> <td>1 契約につき</td> <td>550円00銭</td> </tr> </table> <p>(3) その他 イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。 なお、この場合の違約金は、40（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ 当社は、28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(4)によるものといたします。 ヘ 27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯または時間帯別電灯に準ずるものといたします。</p> <p>(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 ちゅらクック割引上限額 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ロ 27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p>	1 契約につき	550円00銭
1 契約につき	550円00銭				
1 契約につき	550円00銭				

（新規追加）

3 時間帯別電灯についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、(3)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低高圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）17（時間帯別電灯）の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 時間帯区分

この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが附則6（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(2)により夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち(5)イに定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	926円08銭
--------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

<u>最初の90キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>43円76銭</u>
<u>90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>50円19銭</u>
<u>230キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>52円48銭</u>

(ロ) 夜間時間

<u>1キロワット時につき</u>	<u>29円66銭</u>
-------------------	---------------

ハ 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

<u>5時間通電機器の総容量（入力）1キロワットにつき</u>	<u>220円00銭</u>
---------------------------------	----------------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

<u>通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロワットにつき</u>	<u>165円00銭</u>
--------------------------------------	----------------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

<u>1契約につき</u>	<u>463円04銭</u>
---------------	----------------

(5) 通電制御型夜間蓄熱式機器

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次の(イ)または(ロ)に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

- a 給水温度を検知できること。
- b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。
- c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。
- d 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前7時（附則6〔夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置〕(1)の場合は通電時間といたします。）からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(6) 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、E eらいふに準ずるものといたします。

(7) 日割計算

当社は、28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は、次によるものといたします。

なお、5時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

イ 昼間時間における料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} -$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} -$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} -$$

ハ イによって算定された第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イまたはロの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} -$$

といたします。

ホ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ、ロおよびニの「検針期間の日数」および「暦日数」は、別表6（日割計算の基本算式）(2)および(4)によります。

ヘ 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
	<p><u>なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。</u></p> <p><u>(8) 燃料費調整</u> 燃料費調整は、E eらいふに準ずるものとしたします。</p> <p><u>(9) その他</u> イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ 当社または当該配電事業者が取り付ける夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものとしたします。 ハ (4)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(4)ニは適用いたしません。 ニ 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。 ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。</p>
<p>5 低圧蓄熱調整契約についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 低圧電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款（以下「旧離島約款」といいます。）附則5（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。</p> <p>(2) 時間帯区分 この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。 イ 昼間時間 毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。 ロ 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(3) 料金 各月の料金は、低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。 イ 蓄熱割引額 蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{蓄熱割引率}$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金およびニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。</p> <p>ロ 蓄熱電力量 蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」と</p>	<p>4 低圧蓄熱調整契約についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 低圧電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。</p> <p>(2) 時間帯区分 この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。 イ 昼間時間 毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。 ロ 夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(3) 料金 各月の料金は、低圧電力によって料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。 イ 蓄熱割引額 蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。</p> $\text{蓄熱割引額} = \text{低圧電力の夏季料金またはその他季料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{蓄熱割引率}$ <p>この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金およびニの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金およびニのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。</p> <p>ロ 蓄熱電力量 蓄熱電力量は、(4)によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」と</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）								
<p>いいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>ハ 控除電力量 控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。</p> <p>なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>ニ 蓄熱割引率 蓄熱割引率は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="222 646 872 768"> <tr> <td>夏季蓄熱割引率</td> <td>0.183</td> </tr> <tr> <td>その他季蓄熱割引率</td> <td>0.147</td> </tr> </table> <p>ホ 単位および端数処理 (イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 夜間使用電力量の計量 イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)イの昼間時間を毎日午前8時から午後10時までに変更することがあります。</p> <p>また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>ロ 夜間使用電力量の計量は、35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</p> <p>ハ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。</p> <p>ニ 当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(5) その他 イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。</p>	夏季蓄熱割引率	0.183	その他季蓄熱割引率	0.147	<p>いいます。)といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。</p> <p>なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。</p> <p>ハ 控除電力量 控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。</p> <p>なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。</p> <p>ニ 蓄熱割引率 蓄熱割引率は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1596 646 2246 768"> <tr> <td>夏季蓄熱割引率</td> <td>0.183</td> </tr> <tr> <td>その他季蓄熱割引率</td> <td>0.147</td> </tr> </table> <p>ホ 単位および端数処理 (イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(4) 夜間使用電力量の計量 イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)イの昼間時間を毎日午前8時から午後10時までに変更することがあります。</p> <p>また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。</p> <p>ロ 夜間使用電力量の計量は、26（使用電力量の計量）に準じて行ないます。</p> <p>ハ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。</p> <p>ニ 当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(5) その他 イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。</p> <p>ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>	夏季蓄熱割引率	0.183	その他季蓄熱割引率	0.147
夏季蓄熱割引率	0.183								
その他季蓄熱割引率	0.147								
夏季蓄熱割引率	0.183								
その他季蓄熱割引率	0.147								
<p>6 業務用蓄熱調整契約についての特別措置 (1) 適用範囲 業務用電力、業務用電力II型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている</p>	<p>(削除)</p>								

場合に適用いたします。

~~(2) 平日休日区分および時間帯区分~~

~~イ この特別措置において、平日休日区分は、次のとおりといたします。~~

~~(イ) 平 日~~

~~(イ)にいう休日以外の日をいいます。~~

~~(ロ) 休 日~~

~~(ロ)に定める日をいいます。~~

~~ロ この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。~~

~~(イ) 昼 間 時 間~~

~~毎日9時から23時までの時間をいいます。~~

~~(ロ) 夜 間 時 間~~

~~昼間時間以外の時間をいいます。~~

~~(3) 料 金~~

~~各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~

~~なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。~~

~~イ 蓄 熱 割 引 額~~

~~蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。~~

~~(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合~~

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力の夏季料金}}{\text{金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(イ)の蓄熱割引率}$$

またはその他季料金

~~この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力の夏季料金およびニ(イ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力のその他季料金およびニ(イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~

~~(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合~~

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金}}{\text{金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ロ)の蓄熱割引率}$$

またはその他季料金

~~この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ロ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ロ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~

~~(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ハ)の蓄熱割引率}$$

~~(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合~~

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用ウィークエンド電力の夏季} \text{ もしくは } \text{その他季平日料金または} \text{ 夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{その1月の蓄熱電力量}} \times \text{(ニ)の蓄熱割引率}$$

~~この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金および(ニ)の夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金および(ニ)の夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金および(ニ)のその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金および(ニ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。~~

~~なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。~~

~~ロ 蓄熱電力量~~

~~蓄熱電力量は、(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。~~

~~なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。~~

~~ハ 控除電力量~~

~~控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。~~

~~この場合、控除率は、(7)に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。~~

~~ニ 蓄熱割引率~~

~~蓄熱割引率は、次のとおりといたします。~~

~~(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合~~

夏季蓄熱割引率	0.236
その他季蓄熱割引率	0.199

~~(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合~~

夏季蓄熱割引率	0.193
その他季蓄熱割引率	0.157

~~(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~

蓄熱割引率	0.106
-------	-------

~~(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合~~

	平日	休日
夏季蓄熱割引率	0.213	0.150
その他季蓄熱割引率	0.177	0.114

~~ホ 単位および端数処理~~

~~(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。~~

~~(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。~~

~~(4) 夜間使用電力量の計量~~

~~イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。~~

~~なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)ロ(イ)の昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。~~

~~また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。~~

~~ロ 夜間使用電力量の計量は、35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。~~

~~ハ 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、夜間使用電力量の計量は、原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。ただし、記録型計量器の取付けができない場合は、その1月に計量された夜間使用電力量をその1月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。~~

~~ニ 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。~~

~~ホ 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。~~

~~ヘ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い~~

~~イ 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~

~~(イ) 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。~~

~~(ロ) 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。~~

~~ロ 蓄熱ピークシフト割引額~~

~~蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。~~

~~蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価~~

~~ハ 蓄熱ピークシフト電力~~

~~蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じたの昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。~~

~~ニ 割引単価~~

~~割引単価は1月につき次のとおりといたします。~~

~~(イ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合~~

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,481円70銭
---------------------	-----------

~~(ロ) 業務用電力II型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合~~

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,870円00銭
---------------------	-----------

~~ホ 当社または当該配電事業者は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。~~

~~ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。~~

~~なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。~~

~~(6) 休日扱い日~~

~~この特別措置において、休日扱い日とは、次の目をいいます。~~

~~イ 土曜日~~

~~ロ 日曜日~~

~~ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日~~

~~ニ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日~~

~~(7) 標準控除率表~~

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

~~(8) その他~~

~~イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。~~

~~ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。~~

~~ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力II型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。~~

~~7 業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置~~

~~(1) 適用範囲~~

~~業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、次のいずれにも該当し、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則7（業務用蓄熱空調補完契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。~~

~~イ 附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けること。~~

~~ロ 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システム（以下「電気空調システム」といいます。）を使用すること。~~

~~なお、この場合の非蓄熱式電気空調機器の電気方式は、交流3相3線式とし、定格電圧は、原則として200ボルトといたします。~~

~~(2) 時間帯区分~~

~~この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。~~

~~イ ピーク時間~~

~~毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。~~

~~ロ オフピーク時間~~

~~ピーク時間以外の時間をいいます。~~

~~(3) 料 金~~

~~各月の料金は、業務用電力または業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱補完割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。~~

~~イ 蓄熱補完割引額~~

~~蓄熱補完割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。~~

~~蓄熱補完割引額 = ロの非蓄熱電力量 × ハの割引単価~~

~~ロ 非蓄熱電力量~~

~~非蓄熱電力量は、(4)により計量された非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量といたします。~~

~~なお、各月における非蓄熱電力量は、附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）(3)ロの蓄熱電力量を上回らないものといたします。~~

~~ハ 割引単価~~

~~割引単価は、次のとおりといたします。~~

1キロワット時につき	3円30銭
------------	-------

~~(4) 計 量~~

~~イ 当社または当該配電事業者は、非蓄熱式電気空調機器のオフピーク時間における使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、非蓄熱式電気空調機器は、専用の回路で施設していただきます。~~

~~ロ 非蓄熱電力量の計量は、35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。~~

~~ハ 供給電圧と非蓄熱電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取り扱い）に準じて行ないます。~~

~~ニ 非蓄熱電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。~~

~~(5) そ の 他~~

~~イ 当社は、必要に応じてお客さまから電気空調システムに関する資料を提出していただきます。~~

~~ロ お客さまが、電気空調システムの内容の変更または取り外される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。~~

~~ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務~~

(削除)

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）		
<p>用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力または附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）にかかわる規定を準用するものといたします。</p>			
<p>8 業務用電化厨房契約についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（業務用電化厨房契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。</p> <p>(2) 料金 各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>イ 電化厨房割引額 電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。 電化厨房割引額 = ロの電化厨房電力量 × ハの割引単価</p> <p>ロ 電化厨房電力量 電化厨房電力量は、(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。</p> <p>ハ 割引単価 割引単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="222 997 1178 1060"> <tr> <td>電化厨房電力量1キロワット時につき</td> <td>3円30銭</td> </tr> </table> <p>(3) 計量 イ 当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。 ロ 電化厨房電力量の計量は、35（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。 ハ 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。 ニ 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</p> <p>(4) 適用対象機器類別 適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。 電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、テイルテイニングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器</p> <p>(5) その他 イ 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。 ロ お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力にかかわる規定を準用するものといたします。</p>	電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭	<p>(削除)</p>
電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭		

9 深夜電力についての特別措置

(1) 深夜電力 A

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。~~また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。~~）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 契約電力

~~契約電力は、次によって定めます。~~

~~(イ) 低圧供給の場合~~

~~契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~

~~なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。~~

~~(ロ) 高圧供給の場合~~

~~契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次のaまたはbを適用してえた値といたします。~~

~~なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。~~

~~a 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合~~

~~電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表6（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。~~

~~b 契約受電設備の総容量の方が小さい場合~~

~~電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。~~

~~(ハ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のaによってえた値について別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。~~

~~a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計~~

~~b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計~~

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) ~~低圧で電気の供給を受ける場合は、~~専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、~~契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）~~の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計

5 深夜電力についての特別措置

(1) 深夜電力 A

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(1)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。

(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。

(ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計

低高圧版（令和7年4月1日実施）

量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまがホ(イ)に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルト または 200 ボルト で供給を受ける場合	365 円 72 銭
	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	642 円 43 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルト または 200 ボルト で供給を受ける場合	29 円 68 銭
	標準電圧 6,000 ボルト で供給を受ける場合	27 円 79 銭

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = (\text{イ})\text{の基本料金} + \text{その1月の使用電力量に(ロ)の該当料金を適用して算定された金額}$$

ホ 通電制御型夜間蓄熱式機器

低圧版（令和8年4月1日実施）

量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまがホ(イ)に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	365円72銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = (\text{イ})\text{の基本料金} + \text{その1月の使用電力量に(ロ)の該当料金を適用して算定された金額}$$

ホ 通電制御型夜間蓄熱式機器

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次のaまたはbに該当するものをいいます。</p> <p>a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。</p> <p>(a) 給水温度を検知できること。</p> <p>(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。</p> <p>(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。</p> <p>(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。</p> <p>b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。</p> <p>(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>ヘ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定</p> <p>(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。</p> $\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$ $\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$ <p>なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変更となることにより、料金に変更があった場合は、37（日割計算）に準じて日割計算をいたします。</p> <p>(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>(ニ) (ロ)または36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。</p> <p>ト その他</p> <p>(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。</p> <p>(ハ) 51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。</p> <p>(ニ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。</p> <p>(ホ) 燃料費調整単価は、別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力Aに準ずるものといたします。</p>	<p>(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次のaまたはbに該当するものをいいます。</p> <p>a 次のいずれにも該当する機能を有するもの。</p> <p>(a) 給水温度を検知できること。</p> <p>(b) (a)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。</p> <p>(c) (b)の熱量から所要通電時間数を算出できること。</p> <p>(d) 契約使用時間終了時刻から(c)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。</p> <p>b aに準ずる場合で、当社が認めたもの。</p> <p>(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ハ) 当社は、(イ)に定める通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p> <p>ヘ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の算定</p> <p>(イ) 契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。</p> $\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15 \text{ パーセント} \times \text{割引対象率}$ $\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$ <p>なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率が変更となることにより、料金に変更があった場合は、28（日割計算）に準じて日割計算をいたします。</p> <p>(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>(ニ) (ロ)または27（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、その1月の使用電力量を料金に変更となる日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。</p> <p>ト その他</p> <p>(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>(ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに37（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。</p> <p>(ハ) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。</p> <p>(ニ) 48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。</p> <p>(ホ) 燃料費調整単価は、別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(2) 深夜電力 B</p> <p>イ 適用範囲 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。また、高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用し契約電力が500キロワット未満の需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)の適用を受けている場合に適用いたします。</p> <p>なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。</p> <p>(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。 (ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。</p> <p>ロ 契約電力 契約電力は、次によって定めます。</p> <p>(イ) 低圧供給の場合 契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について25（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>(ロ) 高圧供給の場合 契約電力は、契約負荷設備の総入力と契約受電設備（受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を含みます。）の総容量のうち、いずれか小さい方に次のaまたはbを適用してえた値といたします。</p> <p>なお、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。</p> <p>a 契約負荷設備の総入力の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備の各入力について別表6（契約電力等の算定方法）(1)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>b 契約受電設備の総容量の方が小さい場合 電熱負荷設備以外の負荷設備に対応する契約受電設備の容量について別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値と電熱負荷設備に対応する契約受電設備の容量との合計といたします。</p> <p>(ハ) 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備が同一の契約受電設備に接続されている場合の「契約受電設備の総容量」は、次のaによってえた値について別表6（契約電力等の算定方法）(1)ロに準じて算定してえた値とbによってえた値との合計といたします。</p> <p>a 電熱負荷設備と電熱負荷設備以外の負荷設備とが接続される契約受電設備の容量から接続される電熱負荷設備の容量を差し引いた値と電熱負荷設備以外の負荷設備専用の契約受電設備の容量との合計</p> <p>b 電熱負荷設備専用の契約受電設備の容量とaで差し引かれた電熱負荷設備の容量との合計</p> <p>ハ 供給条件 (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ロ) 低圧で電気の供給を受ける場合は、専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していな</p>	<p>(2) 深夜電力 B</p> <p>イ 適用範囲 毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（深夜電力についての特別措置）(2)の適用を受けている場合に適用いたします。</p> <p>なお、対象となる負荷設備は次の(イ)または(ロ)に該当するものといたします。</p> <p>(イ) 貯湯式電気温水器、蓄熱式空調機器等蓄熱により深夜に電気を使用するもの。 (ロ) 電気の使用実態が(イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。</p> <p>ロ 契約電力</p> <p>契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について20（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。</p> <p>なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。</p> <p>ハ 供給条件 (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 (ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。</p> <p>(ハ) 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。 (ニ) 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合、当社または当該配電事業者は、原則として電気を使用していな</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）

いことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	233 円 36 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	482 円 93 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット 時につき	標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトで供給を受ける場合	27 円 87 銭
	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	25 円 97 銭

ホ そ の 他

- (イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに47（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。
- (ハ) 51（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。
- (ニ) 58（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (ホ) 燃料費調整単価は、別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。
- (ヘ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力Aに準ずるものといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

いことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	233円36銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円87銭
------------	--------

ホ そ の 他

- (イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等という区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 9（需給契約の単位）(1)ならびに37（供給の停止）(3)および(4)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。
- (ハ) 41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）の場合、料金の減額は行ないません。
- (ニ) 48（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。
- (ホ) 燃料費調整単価は、別表2（燃料費調整）(1)ニ(ロ)の算式によって算定された値といたします。
- (ヘ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(新規追加)</p>	<p>6 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置</p> <p>(1) <u>E eらいふおよび時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器等の計量等について、従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、当社または当該配電事業者は、夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器等については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また、当社または当該配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。</u></p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(2) (1)に該当する場合で、お客さまと当社との協議のうえ、当該夜間蓄熱式機器等について、当社または当該配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器等を以下「5時間通電機器」といいます。）</p> <p>なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(3) (1)および(2)の場合で、当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものとしたします。</p> <p>(4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに26（使用電力量の計量）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。</p>
<p>10 使用電力量の計量についての特別措置</p> <p>(1) 18 (E eらいふ) (3)において、次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、35（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、(2)によるものといたします。</p> <p>イ 18 (E eらいふ) (6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって、休日等以外の日として18 (E eらいふ) (3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。）</p> <p>ロ 休日等以外の日であって、休日等として18 (E eらいふ) (3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。）</p> <p>(2) 各時間帯別の使用電力量は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間（デイタイム）</p> $\text{昼間時間の使用電力量} = \frac{\text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量}}{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})} \times (\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})$ <p>ロ 生活時間（リビングタイム）</p>	<p>7 使用電力量の計量についての特別措置</p> <p>(1) 17 (E eらいふ) (3)において、次のイまたはロに該当する日を含む料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、26（使用電力量の計量）(3)にかかわらず、(2)によるものといたします。</p> <p>イ 17 (E eらいふ) (6)に定める日（以下「休日等」といいます。）であって、休日等以外の日として17 (E eらいふ) (3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし休日等」といいます。）</p> <p>ロ 休日等以外の日であって、休日等として17 (E eらいふ) (3)に定める時間帯別に使用電力量を計量する日（以下「みなし平日」といいます。）</p> <p>(2) 各時間帯別の使用電力量は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 昼間時間（デイタイム）</p> $\text{昼間時間の使用電力量} = \frac{\text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量} - \text{昼間時間の使用電力量として計量された電力量}}{(\text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})} \times (\text{休日等以外の日数} + \text{みなし休日等の日数} - \text{みなし平日の日数})$ <p>ロ 生活時間（リビングタイム）</p>

低高压版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p style="text-align: center;">生活時間の 使用電力量 = 生活時間の使用電力量 として計量された電力量</p> <p style="text-align: center;">+ $\left[\begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{イの昼間時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} \right]$</p> <p>ハ 夜間時間（ナイトタイム） <u>35</u>（使用電力量等の計量）によるものといたします。 (3) 使用電力量にかかわるその他の事項については、<u>35</u>（使用電力量等の計量）によるものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">生活時間の 使用電力量 = 生活時間の使用電力量 として計量された電力量</p> <p style="text-align: center;">+ $\left[\begin{array}{l} \text{昼間時間の使用電力量} \\ \text{として計量された電力量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{イの昼間時間の} \\ \text{使用電力量} \end{array} \right]$</p> <p>ハ 夜間時間（ナイトタイム） <u>26</u>（使用電力量の計量）によるものといたします。 (3) 使用電力量にかかわるその他の事項については、<u>26</u>（使用電力量の計量）によるものといたします。</p>
<p>11 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、<u>40</u>（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。</p>	<p>8 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、<u>31</u>（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。</p>
<p>12 災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、<u>38</u>（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ 時間帯別電灯、E eらいふ、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力および季節別時間帯別電力の場合 (i) 割引の対象 基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、時間帯別電灯およびE eらいふで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、<u>36</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ii) 割引率 (ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。 (ハ) 割引日数 割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きま</p>	<p>9 災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、<u>29</u>（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ E eらいふの場合 (i) 割引の対象 基本料金（最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、<u>27</u>（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。 (ii) 割引率 (ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。 (ハ) 割引日数 割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きま</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>まったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ 深夜電力の場合 イに準じて割引を行います。</p> <p>(3) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力のお客さまに限りま</p> <p>(4) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、<u>62</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。</p> <p>イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。</p> <p>ロ 契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。</p> <p>(5) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、<u>62</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が業務用電力、業務用電力II型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、低圧電力、高圧電力A、季節別時間帯別電力A、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力、予備電力および深夜電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合に限りま</p> <p>(7) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、<u>62</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。</p>	<p>まったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ <u>時間帯別電灯</u>および深夜電力の場合 イに準じて割引を行います。</p> <p>(3) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力<u>および</u>農事用電力のお客さまに限りま</p> <p>(4) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、<u>52</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。</p> <p>イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。</p> <p>ロ 契約負荷設備の総容量または契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。</p> <p>(5) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、<u>52</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたお客さま（ただし、契約種別が低圧電力、臨時電力、農事用電力および深夜電力のお客さまに限りま</p> <p>(7) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、<u>52</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。</p>
(新規追加)	<p><u>10 この離島約款の実施にともなう切替措置</u> <u>E eらいふのお客さまについて、この離島約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、27（料金の算定）および28（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u></p>
別 表	別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、~~口およびハ~~の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

~~ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。~~

ハ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、~~aおよびbの場合を除き~~、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

~~a 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。~~

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

~~b 予備電力~~

~~再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。~~

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。**ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。**

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ) および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ハ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>	<p>賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>
<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。</p> <p>ハ 調整上限燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、122,300円といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力、</p>	<p>2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。</p> <p>ハ 調整上限燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、122,300円といたします。</p> <p>ニ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(イ)または(ロ)の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力の場合</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みません。）</p> <p>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下のとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回るとき 平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) (イ)以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みません。）</p> <p>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>ホ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>	<p>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下のとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回るとき 平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) (イ)以外の場合</p> <p>a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回るとき</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ <p>ホ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）		低圧版（令和8年4月1日実施）	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
<p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(ア) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期</p>		<p>(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものいたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期</p>	

低高圧版（令和7年4月1日実施）

間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）			低圧版（令和8年4月1日実施）		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		8銭6厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合		8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		17銭1厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		17銭1厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		1円70銭7厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		1円70銭7厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに		1円70銭7厘
(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。			(ハ) 臨時電力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。		
契約電力1キロワット1日につき		1円79銭5厘	契約電力1キロワット1日につき		1円79銭5厘
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。			ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。		
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘	最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘
(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。			(ロ) (イ)以外の場合 基準単価は、次のとおりといたします。		
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘	1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘		高圧で供給を受ける場合	26銭3厘
(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。			(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。		
3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。			3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。		

低高压版（令和7年4月1日実施）

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

$$A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格}$$

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

$$A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格}$$

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。

ハ 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）		低圧版（令和8年4月1日実施）	
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(㊦) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(㊧) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の

(㊨) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の

低高圧版（令和7年4月1日実施）

算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

低圧版（令和8年4月1日実施）

算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ニによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

低高圧版（令和7年4月1日実施）		低圧版（令和8年4月1日実施）													
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘												
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘												
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘												
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘												
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘												
<p>(ハ) 臨時電力 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>17銭3厘</td> </tr> </table>		契約電力1キロワット1日につき	17銭3厘	<p>(ハ) 臨時電力 離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワット1日につき</td> <td>17銭3厘</td> </tr> </table>		契約電力1キロワット1日につき	17銭3厘								
契約電力1キロワット1日につき	17銭3厘														
契約電力1キロワット1日につき	17銭3厘														
<p>ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで</td> <td>26銭4厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table>		最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘	<p>ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の10キロワット時まで</td> <td>26銭4厘</td> </tr> <tr> <td>電力量料金</td> <td>上記をこえる1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table>		最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘													
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘													
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘													
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭6厘													
<p>(ロ) (イ)以外の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table>		1キロワット時につき	2銭6厘	<p>(ロ) (イ)以外の場合 離島基準単価は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table>		1キロワット時につき	2銭6厘								
1キロワット時につき	2銭6厘														
1キロワット時につき	2銭6厘														
<p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>		<p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>													
<p>4 契約受電設備容量の算定 単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>(1) ΔまたはY結線の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×3</p> <p>(2) V結線（同容量変圧器）の場合 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866</p> <p>(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合 群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトア</p>		<p>(削除)</p>													

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）																								
アンペア）＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866																									
<p>5 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント）</p> $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right\} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率90\%の機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率80\%の機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\}$	<p>4 加重平均力率の算定 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント）</p> $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right\} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率90\%の機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left\{ \frac{\text{力率80\%の機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\}$																								
<p>6 契約電力等の算定方法 (1) 高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）、または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表4〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計のうち、いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。 イ 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。 なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(2)に準じて算定し、次の係数は乗じないものといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr> <tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr> <tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr> <tr><td>次の100キロワットにつき</td><td>70パーセント</td></tr> <tr><td>次の150キロワットにつき</td><td>60パーセント</td></tr> <tr><td>次の200キロワットにつき</td><td>50パーセント</td></tr> <tr><td>500キロワットをこえる部分につき</td><td>30パーセント</td></tr> </table> <p>ロ 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表4〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>最初の50キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr> <tr><td>次の50キロワットにつき</td><td>70パーセント</td></tr> <tr><td>次の200キロワットにつき</td><td>60パーセント</td></tr> <tr><td>次の300キロワットにつき</td><td>50パーセント</td></tr> <tr><td>600キロワットをこえる部分につき</td><td>40パーセント</td></tr> </table>	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	次の100キロワットにつき	70パーセント	次の150キロワットにつき	60パーセント	次の200キロワットにつき	50パーセント	500キロワットをこえる部分につき	30パーセント	最初の50キロワットにつき	80パーセント	次の50キロワットにつき	70パーセント	次の200キロワットにつき	60パーセント	次の300キロワットにつき	50パーセント	600キロワットをこえる部分につき	40パーセント	<p>5 契約電力の算定方法</p>
最初の6キロワットにつき	100パーセント																								
次の14キロワットにつき	90パーセント																								
次の30キロワットにつき	80パーセント																								
次の100キロワットにつき	70パーセント																								
次の150キロワットにつき	60パーセント																								
次の200キロワットにつき	50パーセント																								
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント																								
最初の50キロワットにつき	80パーセント																								
次の50キロワットにつき	70パーセント																								
次の200キロワットにつき	60パーセント																								
次の300キロワットにつき	50パーセント																								
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント																								

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。</p> <p>(イ) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器 (ロ) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器 (ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロ）に該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。） (ニ) 予備設備であることが明らかな変圧器</p> <p>(2) 25（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>ロ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p><u>20</u>（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p><u>(1)</u> 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p><u>(2)</u> 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
<p><u>7</u> 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、<u>36</u>（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯</p> $\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 110 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B</p>	<p><u>6</u> 日割計算の基本算式</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>ただし、<u>27</u>（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯</p> $\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 110 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>最低料金適用電力量 = $10 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>第1段階料金適用電力量 = $90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 = $140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ニ) 5時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合</p> <p>1月の該当割引額 $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>(ホ) (イ)、(ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ア) 36（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、(イ)、(ロ)、(ハ)または(ニ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 36（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 36（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力、低圧電力、高圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 36（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 36（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p>	<p>最低料金適用電力量 = $10 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) <u>E e プラン割引上限額を日割りする場合</u></p> <p><u>E e プラン割引上限額 $\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$</u></p> <p>(ニ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(ホ) 27（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)、(ロ)または(ハ)の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。</p> <p>ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(イ) 27（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 27（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合</p> <p>(イ) 27（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 27（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p>

低高圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 34（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(4) 定額制供給の場合または35（使用電力量等の計量）(4)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(5) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p> <p>(7) 供給停止期間中の5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額については、「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。 なお、この場合、5時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとなります。</p>	<p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 定額制供給の場合または26（使用電力量の計量）(8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>
<p>8 夜間蓄熱式機器</p> <p>(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。</p> <p>(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。</p> <p>イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合</p> <p>ロ 35（使用電力量等の計量）(6)イまたはロの場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合</p> <p>(3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ている</p>	<p>7 夜間蓄熱式機器</p> <p>(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。</p> <p>(2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。</p> <p>イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合</p> <p>ロ <u>附則6（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)</u>または(2)の場合で、当社または当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合</p> <p>(3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ている</p>

低圧版（令和7年4月1日実施）	低圧版（令和8年4月1日実施）
<p>だきます。</p> <p>(4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>	<p>だきます。</p> <p>(4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>
<p>9 オフピーク蓄熱式電気温水器</p> <p>(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</p> <p>(2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>	<p>8 オフピーク蓄熱式電気温水器</p> <p>(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</p> <p>(2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>
<p>(新規追加)</p>	<p>9 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機</p> <p><u>(1) 昼間沸き上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機とは、貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。</u></p> <p><u>(2) 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</u></p> <p><u>(3) 当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</u></p>
<p>10 通電制御型夜間蓄熱式機器</p> <p>(1) 時間帯別電灯またはE-eらいふにおける通電制御型夜間蓄熱式機器とは、次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。</p> <p>イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。</p> <p>(イ) 給水温度を検知できること。</p> <p>(ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸き上げるための熱量を算出できること。</p> <p>(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。</p> <p>(ニ) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間に通電する機能を有し、毎日午前7時(35〔使用電力量等の計量〕(6)イの場合は通電時間といたします。)から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。</p> <p>ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。</p> <p>(2) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。</p>	<p>(削除)</p>

以上

新 旧 比 較 表

離島等供給約款[高圧・特別高圧用]

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p data-bbox="439 577 1142 735">離島等供給約款 [特別高圧用]</p> <p data-bbox="563 976 1023 1029">令和7年4月1日実施</p> <p data-bbox="519 1606 1068 1669">沖縄電力株式会社</p>	<p data-bbox="1810 577 2507 735">離島等供給約款 [<u>高圧</u>・特別高圧用]</p> <p data-bbox="1944 976 2389 1029">令和8年4月1日実施</p> <p data-bbox="1914 1606 2448 1669">沖縄電力株式会社</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
離島等供給約款 [特別高圧用]	離島等供給約款 [<u>高圧</u> ・特別高圧用]
目 次	目 次
I 総 則 1	I 総 則 1
1 適 用 1	1 適 用 1
2 離島等供給約款の届出および変更 1	2 離島等供給約款の届出および変更 1
3 定 義 1	3 定 義 1
4 単位および端数処理 3	4 単位および端数処理 3
5 そ の 他 4	5 <u>実 施 細 目</u> 4
II 契約の申込み 5	II 契約の申込み 5
6 需給契約の申込み 5	6 需給契約の申込み 5
7 需給契約の成立および契約期間 6	7 需給契約の成立および契約期間 6
8 需 要 場 所 6	8 需 要 場 所 6
9 需給契約の単位 7	9 需給契約の単位 6
10 供 給 の 開 始 7	10 供 給 の 開 始 7
11 供 給 の 単 位 7	11 供 給 の 単 位 7
12 承 諾 の 限 界 7	12 承 諾 の 限 界 7
13 需給契約書の作成 8	13 需給契約書の作成 8
III 契約種別および料金 9	III 契約種別および料金 9
14 契 約 種 別 9	14 契 約 種 別 9
	<u>15 業 務 用 電 力</u> 9
	<u>16 業 務 用 電 力 II 型</u> 14
	<u>17 業 務 用 季 節 別 時 間 帯 別 電 力</u> 16
	<u>18 業 務 用 ウ ィ ー ク エ ン ド 電 力</u> 18
	<u>19 高 圧 電 力</u> 20
	<u>20 季 節 別 時 間 帯 別 電 力</u> 26
	<u>21 臨 時 電 力</u> 30
	<u>22 農 事 用 電 力</u> 32
	<u>23 自 家 発 補 給 電 力</u> 34
	<u>24 予 備 電 力</u> 43
	<u>25 特 別 高 圧 電 力 A</u> 45
	<u>26 特 別 高 圧 電 力 B</u> 48
	<u>27 特 別 高 圧 季 節 別 時 間 帯 別 電 力</u> 51
	<u>28 特 別 高 圧 臨 時 電 力</u> 55
	<u>29 特 別 高 圧 自 家 発 補 給 電 力</u> 57
	<u>30 特 別 高 圧 予 備 電 力</u> 66
IV 料金の算定および支払い 37	IV 料金の算定および支払い 69
21 料金の適用開始の時期 37	<u>31</u> 料金の適用開始の時期 69
22 検 針 日 37	<u>32</u> 検 針 日 69
23 料金の算定期間 37	<u>33</u> 料金の算定期間 70
24 使用電力量等の計量 38	<u>34</u> 使用電力量等の計量 70
25 料 金 の 算 定 39	<u>35</u> 料 金 の 算 定 72
26 日 割 計 算 40	<u>36</u> 日 割 計 算 72
27 料金の支払義務および支払期日 40	<u>37</u> 料金の支払義務および支払期日 73
28 料金その他の支払方法 41	<u>38</u> 料金その他の支払方法 74
15 特別高圧電力 A 9	
16 特別高圧電力 B 12	
17 特別高圧臨時電力 15	
18 特別高圧自家発補給電力 17	
19 特別高圧予備電力 27	
20 特別高圧季節別時間帯別電力 29	

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
29 延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	39 延滞利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
30 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	40 保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
V 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	V 使用および供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
31 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	41 適正契約の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
32 契約超過金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	42 契約超過金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
33 力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	43 力率の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
34 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・45	44 需要場所への立入りによる業務の実施・・・・・・・・78
35 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・46	45 電気の使用にともなうお客さまの協力・・・・・・・・78
36 供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46	46 供給の停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
37 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	47 供給停止の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
38 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・48	48 供給停止期間中の料金・・・・・・・・・・・・・・・・81
39 違約金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	49 違約金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・49	50 供給の中止または使用の制限もしくは中止・・・・・・・・82
41 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49	51 損害賠償の免責・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
42 設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49	52 設備の賠償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
VI 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・51	VI 契約の変更および終了・・・・・・・・・・・・・・・・84
43 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51	53 需給契約の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
44 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51	54 名義の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
45 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51	55 需給契約の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金の精算・・・・・・・・・・・・・・・・52	56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金および工事費の精算・・・・84
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう工事費の精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・53	
48 解約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56	57 解約等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
49 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・56	58 需給契約消滅後の債権債務関係・・・・・・・・89
VII 供給方法、工事および工事費の負担・・・・57	VII 供給方法、工事および工事費の負担・・・・90
50 供給方法、工事および施設・・・・・・・・57	59 供給方法、工事および施設・・・・・・・・90
51 工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・57	60 工事費負担金等の申受けおよび精算・・・・・・・・90
52 工事費等に関する 契約書の作成・・・・・・・・58	61 工事費負担金契約書の作成・・・・・・・・91
VIII 保安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59	VIII 保安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
53 保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59	62 保安の責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
54 保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・59	63 保安等に対するお客さまの協力・・・・・・・・92
附 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61	附 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
別 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64	別 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106
I 総 則	I 総 則
1 適 用	1 適 用
(1) 当社が、特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。	(1) 当社が、 高圧または 特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款[高圧・特別高圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。
(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島	(2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。 沖縄県：粟国島，渡名喜島，久米島，奥武島，オーハ島，北大東島，南大東島，宮古島，池間島，大神島，来間島，伊良部島，下地島，多良間島，水納島，石垣島，竹富島，西表島，鳩間島，由布島，小浜島，黒島，新城島（上地），新城島（下地），波照間島，与那国島

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[特別高圧用]によります。</p>	<p>2 離島等供給約款の届出および変更</p> <p>(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[<u>高圧</u>・特別高圧用]によります。</p>
<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。</p> <p>(2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(5) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯</p> <p>(6) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(7) 契 約 使 用 期 間 契約上電気を使用できる期間をいいます。</p> <p>(8) 最 大 需 要 電 力 需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける<u>30分最大需要電力計</u>により計量される値をいいます。</p> <p>(9) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p>	<p>3 定 義</p> <p>次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) <u>高 圧</u> <u>標準電圧6,000ボルトをいいます。</u></p> <p>(2) 特 別 高 圧 標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。</p> <p>(3) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(4) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(5) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(6) 付 帯 電 灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。 なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。 イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯 ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯 ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯 ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯</p> <p>(7) <u>契 約 負 荷 設 備</u> <u>契約上使用できる負荷設備をいいます。</u></p> <p>(8) <u>契 約 受 電 設 備</u> <u>契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</u></p> <p>(9) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(10) 契 約 使 用 期 間 契約上電気を使用できる期間をいいます。</p> <p>(11) 最 大 需 要 電 力 <u>30分ごとの</u>需要電力の最大値であって、当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける<u>記録型計量器</u>により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏 季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(10) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(11) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。</p> <p>(12) 昼間時間 毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。</p> <p>(13) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(15) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>	<p>(13) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。</p> <p>(15) 昼間時間 毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表2（特定日）に定める日の該当する時間は除きます。</p> <p>(16) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(18) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(19) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p>
<p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p>(1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>4 単位および端数処理 この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。</p> <p><u>(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u></p> <p>(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>5 その他 この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>5 実施細目 この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p>
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、<u>原則として</u>当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、当社または当該配電</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。</p> <p>ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者を提供すること。</p> <p>ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</p> <p>(3) 契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。</p>	<p>事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等〔以下「託送約款等」といいます。なお、当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には、変更後の託送約款等によります。〕に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法</p> <p>(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者、または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。</p> <p>ハ 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者を提供すること。</p> <p>ニ 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。</p> <p>(3) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力もしくは特別高圧予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p> <p>(6) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力または特別高圧自家発補給電力の申込みをしていただきます。</p>
<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だつて需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。</p>	<p>7 需給契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、臨時電力および特別高圧臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だつて需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。</p> <p>ハ 臨時電力および特別高圧臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。</p>
<p>8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p>	<p>8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによります。</p>
<p>9 需給契約の単位</p>	<p>9 需給契約の単位</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>当社は、<u>1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合</u>を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別、特別高圧予備電力</p>	<p>当社は、<u>次の場合</u>を除き、託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p><u>(1) 高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合</u> <u>臨時電力、農事用電力、自家発補給電力のうちの1契約種別、予備電力</u></p> <p><u>(2) 特別高圧で電気の供給を受け、1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合</u></p> <p>特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力のうちの1契約種別、特別高圧予備電力</p>
<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>	<p>10 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>(2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。</p>
<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>	<p>11 供給の単位</p> <p>当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。</p>
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>13 需給契約書の作成</p> <p><u>当社は</u>、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>	<p>13 需給契約書の作成</p> <p><u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合</u>は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。</p>
<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別および料金</p> <p>14 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）		高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）		
契約種別	特別高圧電力 A	高圧	契約種別	
	特別高圧電力 B		業務用電力	
	特別高圧臨時電力		業務用電力 II 型	
	特別高圧自家発補給電力		A	業務用季節別時間帯別電力
			B	業務用ウィークエンド電力
	特別高圧予備電力		高圧電力	A
特別高圧季節別時間帯別電力	B			
	A		季節別時間帯別電力	A
B	B			
	臨時電力		農事用電力	
	自家発補給電力		A	
	B			
	予備電力	特別高圧電力 A		
		特別高圧電力 B		
		特別高圧季節別時間帯別電力	A	
		B		
		特別高圧臨時電力		
		特別高圧自家発補給電力	A	
		B		
		特別高圧予備電力		
(新規追加)	15 業務用電力 (1) 適用範囲 <u>高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。</u> イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客様が希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。 ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」）			

とします。) 16 (従量電灯) (1)イを適用した場合の値と使用する動力について離島約款〔低圧用〕20 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし, 周波数は, 標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については, 契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は, 次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は, 次の場合を除き, その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち, いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は, 料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は, その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち, いずれか大きい値といたします。ただし, この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には, この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は, 契約電力の決定上, この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で, 増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは, その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は, その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし, その1月の増加された日以降の期間の契約電力は, その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で, 1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは, 減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は, その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし, 減少された日以降12月の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については, その期間の契約電力といたします。) は, 契約負荷設備および契約受電設備の内容, 同一業種の負荷率等を基準として, お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし, 減少された日以降12月の期間で, その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については, その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。) は, 契約電力は, その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で, 自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは, 原則として, その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を, その1月の最大需要電力とみなします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は, 使用する負荷設備および受電設備の内容, 同一業種の負荷率等を基準として,

お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円87銭	31円38銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
 (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(新規追加)

16 業務用電力Ⅱ型

(1) 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,424円43銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円12銭	29円79銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）										
	<p><u>ロ この契約種別から業務用電力または業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用電力Ⅱ型を適用いたしません。</u></p> <p><u>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。</u></p>										
(新規追加)	<p>17 業務用季節別時間帯別電力</p> <p><u>(1) 適用範囲</u> 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p><u>(2) 契約電力</u> 契約電力は、業務用電力に準じて定めます。</p> <p><u>(3) 料金</u> 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p><u>イ 基本料金</u> 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1312 2555 1367"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td>1,967円93銭</td> </tr> </table> <p><u>ロ 電力量料金</u> 電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <p><u>(イ) ピーク時間</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 1524 2555 1579"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>38円86銭</td> </tr> </table> <p><u>(ロ) 昼間時間</u> 昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1596 1738 2555 1856"> <thead> <tr> <th></th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>35円01銭</td> <td>33円80銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ハ) 夜間時間</u></p>	契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭	1キロワット時につき	38円86銭		夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	35円01銭	33円80銭
契約電力1キロワットにつき	1,967円93銭										
1キロワット時につき	38円86銭										
	夏季料金	その他季料金									
1キロワット時につき	35円01銭	33円80銭									

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）	
	1キロワット時につき	28円22銭
(新規追加)	<p><u>ハ 力率割引および割増し</u> 力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものいたします。</p> <p><u>(4) その他</u></p> <p><u>イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に需給契約を変更することはできません。</u></p> <p><u>ロ この契約種別から業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用ウィークエンド電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力を適用いたしません。</u></p> <p><u>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものいたします。</u></p>	
	<p>18 業務用ウィークエンド電力</p> <p><u>(1) 適用範囲</u> 業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。</p> <p><u>(2) 契約電力</u> 契約電力は、業務用電力に準じて定めます。</p> <p><u>(3) 平日休日区分</u> この契約種別において、平日休日区分は、次のとおりといたします。</p> <p><u>イ 平日</u> ロにいう休日以外の日をいいます。</p> <p><u>ロ 休日</u> (5)に定める日をいいます。</p> <p><u>(4) 料金</u> 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p><u>イ 基本料金</u> 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。</p>	
	契約電力1キロワットにつき	2,424円43銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 平日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	31円91銭	30円52銭

(ロ) 休日

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	29円55銭	28円35銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(5) 休日扱い日

この契約種別において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

イ 土曜日

ロ 日曜日

ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

ニ 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

(6) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則として業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約種別から、業務用電力または業務用電力Ⅱ型もしくは業務用季節別時間帯別電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用ウィークエンド電力を適用いたしません。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(新規追加)

19 高圧電力

(1) 高圧電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発供給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発供給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について離島約款〔低圧用〕20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この離島約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には、この離島約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この離島約款によって受けた電気の供給とみなします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(イ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニ

バーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,841円43銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円94銭	29円62銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ヘ その他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準

周波数 60 ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	29円95銭	28円72銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

20 季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、高圧電力Aに準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,841円43銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき

34円39銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円26銭	30円76銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

(h) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、季節別時間帯別電力Bを適用いたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ハ) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Aに準ずるものといたします。

(2) 季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、高圧電力Bに準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(h)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,242円93銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	33円27銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円35銭	29円18銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	28円22銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力Bに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力Bに準ずるものといたします。

(新規追加)

21 臨時電力

(1) 適用範囲

業務用電力または高圧電力の適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。この場合、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表6（契約電力等の算定方法）に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表6（契約電力等の算定方法）(2)によって算定してえた値といたします。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ

に定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 業務用電力の適用範囲に該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	39円46銭	37円68銭

(ロ) 高圧電力の適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	37円15銭	35円57銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	35円97銭	34円49銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものとしたします。

(新規追加)

22 農事用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、高圧電力に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別

表6（契約電力等の算定方法）によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,285円93銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円47銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者が取り付ける適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

(新規追加)

23 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

イ 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等

の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用

電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>
<u>1キロワット時につき</u>	<u>36円14銭</u>	<u>34円51銭</u>

b a 以外の場合

	<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>
<u>1キロワット時につき</u>	<u>45円14銭</u>	<u>43円10銭</u>

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものいたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イに準じて定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 常時供給分の契約電力を15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)ロに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別または平日休日別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別または平日休日別に決定するものいたします。

a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力

c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力

(d) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その 他

(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適用 範囲

高圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただ

し、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントを割増したものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
<u>1キロワット時につき</u>	<u>契約電力が500キロワット未満の場合</u>	<u>34円02銭</u>	<u>32円57銭</u>
	<u>契約電力が500キロワット以上の場合</u>	<u>32円93銭</u>	<u>31円58銭</u>

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
<u>1キロワット時につき</u>	<u>契約電力が500キロワット未満の場合</u>	<u>42円50銭</u>	<u>40円68銭</u>
	<u>契約電力が500キロワット以上の場合</u>	<u>41円13銭</u>	<u>39円44銭</u>

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、常時供給分の契約電力が19（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは19（高圧電力）(2)ハに準じて決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 常時供給分の契約電力を19（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは19（高圧電力）

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
	<p><u>(1)ニに準じて定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</u></p> <p><u>(ロ) 常時供給分の契約電力を19（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは19（高圧電力）(2)ハに準じて定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</u></p> <p><u>なお、超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</u></p> <p><u>へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</u></p> <p><u>(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</u></p> <p><u>なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。</u></p> <p><u>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものといたします。</u></p> <p><u>a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</u></p> <p><u>b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における常時供給分の平均電力</u></p> <p><u>c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における常時供給分の平均電力</u></p> <p><u>(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。</u></p> <p><u>(ハ) 使用電力量の区分</u></p> <p><u>自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</u></p> <p><u>ト その 他</u></p> <p><u>(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。</u></p> <p><u>なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</u></p> <p><u>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</u></p> <p><u>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。</u></p>
(新規追加)	<p>24 予 備 電 力</p> <p><u>(1) 適 用 範 囲</u></p> <p><u>業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</u></p>

イ 予 備 線常時供給変電所から供給を受ける場合ロ 予 備 電 源常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力のお客さまの場合、予備線については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のもの）の5パーセント、予備電源については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

(ロ) 高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合、予備線については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のもの）の5パーセント、予備電源については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電 力 量 料 金電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ハ 力 率 割 引 お よ び 割 増 し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ の 他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
	<p><u>ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものとしたします。</u></p>
<p>15 特別高圧電力A</p> <p>(1) 適用範囲 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。 なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。 ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金</p>	<p>25 特別高圧電力A</p> <p>(1) 適用範囲 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。 なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。</p> <p>(3) 契約電力 イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。 なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。 ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円33銭	30円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円70銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 特別高圧電力B

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円33銭	30円92銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円09銭	30円70銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

26 特別高圧電力B

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分**最大**需要電力**計**の値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分**最大**需要電力**計**の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分**ごとの**需要電力の**最大**値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分**ごとの**需要電力の**最大**値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円73銭	28円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円48銭	28円32銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(旧 20（特別高圧季節別時間帯別電力）より移行)

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	29円73銭	28円54銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円48銭	28円32銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) その他

発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

27 特別高圧季節別時間帯別電力

(1) 特別高圧季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

特別高圧電力Aの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、特別高圧電力Aに準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(イ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたし

ます。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	37円72銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	34円40銭	33円25銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	34円13銭	32円99銭

c 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。

(ロ) この契約種別から特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものとい

たします。

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

特別高圧電力Bの適用範囲に該当するものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、特別高圧電力Bに準じて定めます。

ハ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

<u>契約電力 1キロワット につき</u>	<u>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</u>	<u>2,039円99銭</u>
	<u>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</u>	<u>1,973円99銭</u>

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

<u>1キロワット 時につき</u>	<u>標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合</u>	<u>32円94銭</u>
	<u>標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合</u>	<u>32円63銭</u>

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量

にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロ ワット時 につ き	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	30円13銭	29円00銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	29円88銭	28円77銭

c 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を 受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を 受ける場合	27円77銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものいたします。

ニ そ の 他

(イ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(ロ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Bに需給契約を変更することはできません。

(ハ) この契約種別から特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものいたします。

17 特別高圧臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

~~イ 特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。~~

~~ロ 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。~~

(2) 契約電力

契約電力は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの場合に準じて定めます。

(3) 料 金

~~イ~~ 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、~~ロ~~によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料

28 特別高圧臨時電力

(1) 適用範囲

特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、契約使用期間が1年未満の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの場合に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

㊦ 基本料金

特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

㊧ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

㊦—(1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円70銭	34円27銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円40銭	34円01銭

㊦—(1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円81銭	37円12銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	38円52銭	36円86銭

㊦ 力率割引および割増しは、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、供給設備を常置いたしません。

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

費調整) (1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

㊦—(1)特別高圧電力Aの適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円81銭	37円12銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	38円52銭	36円86銭

㊦—(1)特別高圧電力Bの適用範囲に該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円70銭	34円27銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円40銭	34円01銭

㊦ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社または当該配電事業者は、供給設備を常置いたしません。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。</p>	<p>ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特別高圧臨時電力を適用いたします。</p> <p>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aまたは特別高圧電力Bに準ずるものといたします。</p>
<p>18 特別高圧自家発補給電力</p> <p>(1) 特別高圧自家発補給電力A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客様の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>a 予備発電設備が設置されている場合</p> <p>お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値</p> <p>なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。</p> <p>b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合</p> <p>お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整</p>	<p>29 特別高圧自家発補給電力</p> <p>(1) 特別高圧自家発補給電力A</p> <p>イ 適用範囲</p> <p>特別高圧電力Aの適用範囲に該当する需要で、お客様の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電力</p> <p>(イ) 契約電力は、お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。</p> <p>a 予備発電設備が設置されている場合</p> <p>お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値</p> <p>なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。</p> <p>b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合</p> <p>お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値</p> <p>ハ 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円54銭	33円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円27銭	33円74銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	44円36銭	42円42銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	44円03銭	42円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の最大需要電力
特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特別高圧電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	35円54銭	33円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	35円27銭	33円74銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	44円36銭	42円42銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	44円03銭	42円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Aに準ずるものといたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力
常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aを使用されたときは、その1

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aの契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>へ 特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。</p> <p>a 特別高圧電力Aのお客さまの場合</p> <p>基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。</p> <p>(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧電力Aの平均電力</p> <p>(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧電力Aの平均電力</p> <p>(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧電力Aの平均電力</p> <p>b 特別高圧季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合</p> <p>基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。</p> <p>(a) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力</p> <p>(b) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力</p> <p>(c) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力</p> <p>(ロ) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分</p> <p>特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト その他</p> <p>(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。</p> <p>なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p>	<p>月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力と特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、常時供給分と特別高圧自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。</p> <p>へ 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量</p> <p>(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に特別高圧自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。 なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。 また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものといたします。</p> <p>a 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力</p> <p>b 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における常時供給分の平均電力</p> <p>c 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における常時供給分の平均電力</p> <p>(ロ) 特別高圧自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分</p> <p>特別高圧自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Aの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。</p> <p>ト その他</p> <p>(イ) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。</p> <p>なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものいたします。</p> <p>(2) 特別高圧自家発補給電力B</p> <p>イ 適用範囲 特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。</p> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>a 定期検査または定期補修による場合</p>	<p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Aに準ずるものいたします。</p> <p>(2) 特別高圧自家発補給電力B</p> <p>イ 適用範囲 特別高圧電力Bの適用範囲に該当する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。</p> <p>なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。</p> <p>ロ 契約電力 契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>ハ 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>(イ) 基本料金 基本料金は、特別高圧電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。</p> <p>(ロ) 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <p>なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。</p> <p>a 定期検査または定期補修による場合</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円68銭	31円37銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円40銭	31円13銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	40円79銭	39円16銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	40円44銭	38円85銭

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円68銭	31円37銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円40銭	31円13銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	40円79銭	39円16銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	40円44銭	38円85銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものいたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ **特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力A**と同一計量される場合の最大需要電力
特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分**最大**需要電力計の値が**特別高圧電力Bまたは特別高圧季節別時間帯別電力B**の契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、**特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力A**と特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ **特別高圧電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力A**と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次に**より決定する**基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

~~a~~ **特別高圧電力Bのお客さまの場合**

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特別高圧電力Bに準ずるものいたします。

ニ 特別高圧自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが特別高圧自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) **常時供給分と特別高圧自家発補給電力Bを同一計量する場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、特別高圧自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。**

ホ **常時供給分**と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分**ごとの**需要電力の**最大値**が**常時供給分**の契約電力と特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特別高圧自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、**常時供給分**と特別高圧自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ **常時供給分**と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に特別高圧自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。</p> <p>(a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月におけるの平均電力 (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間におけるの平均電力 (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間におけるの平均電力</p> <p>ト 特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合 基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。</p> <p>(a) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力 (b) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力 (c) 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における特別高圧季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力</p> <p>(ロ) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間に乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分 特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間に乗じてえた値をこえないものとしたします。</p> <p>ト その他 (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものとしたします。</p>	<p><u>また、常時供給分の使用電力量の計量を各時間帯別に計量している場合の基準の電力は、各時間帯別に決定するものとしたします。</u></p> <p><u>a</u> 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における<u>常時供給分</u>の平均電力 <u>b</u> 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3月間における<u>常時供給分</u>の平均電力 <u>c</u> 特別高圧自家発補給電力Bの使用の前3日間における<u>常時供給分</u>の平均電力</p> <p>(ロ) 特別高圧自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間に乗じてえた値を差し引いた値の合計を特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量といたします。</p> <p>(ハ) 使用電力量の区分 特別高圧自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特別高圧自家発補給電力Bの最大需要電力に特別高圧自家発補給電力Bの使用時間に乗じてえた値をこえないものとしたします。</p> <p>ト その他 (イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。 なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。</p> <p>(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。</p> <p>(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力Bに準ずるものとしたします。</p>
<p>19 特別高圧予備電力 (1) 適用範囲 特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</p> <p>イ 予備線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p>	<p>30 特別高圧予備電力 (1) 適用範囲 特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。</p> <p>イ 予備線 常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合</p> <p>ロ 予備電源 常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(2) 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。</p> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。</p> <p>(4) その他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とを合わせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずるものといたします。</p>	<p>(2) 契約電力 契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特別高圧予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>(3) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金 基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。</p> <p>ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。</p> <p>ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特別高圧予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。</p> <p>(4) その他 イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とを合わせて受けることができます。 ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力Aまたは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずるものといたします。</p>
<p>20—特別高圧季節別時間帯別電力 (1) 特別高圧季節別時間帯別電力A</p>	<p>(27（特別高圧季節別時間帯別電力）へ移行)</p>

~~イ 適 用 範 囲~~

~~15（特別高圧電力A）（1）に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特別高圧季節別時間帯別電力Aから特別高圧電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。~~

~~ロ 供 給 電 気 方 式、 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数~~

~~供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。~~

~~なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。~~

~~ハ 契 約 電 力~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ニ 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(イ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）（1）ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）（1）ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）（1）ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~(イ) 基 本 料 金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,869円49銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,858円49銭

~~(n) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~a ピーク時間~~

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	38円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	37円72銭

~~b 昼間時間~~

~~昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	34円40銭	33円25銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	34円13銭	32円99銭

~~c 夜間時間~~

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円77銭

~~(h) 力率割引および割増し~~

~~a 力率その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ホ その他~~

~~(イ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Aに需給契約を変更することはできません。~~

~~(ロ) その他の事項については、特別高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。~~

~~(2) 特別高圧季節別時間帯別電力B~~

~~イ 適用範囲~~

~~16（特別高圧電力B）(1)に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特別高圧季節別時間帯別電力Bから特別高圧電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。~~

~~ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数~~

~~供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。~~

~~なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特別高圧自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特別高圧自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により決定いたします。~~

~~ハ 契約電力~~

~~(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。~~

~~なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。~~

~~(ロ) 特別高圧自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特別高圧自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特別高圧自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特別高圧自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。~~

~~ニ 料 金~~

~~料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(イ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表3（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。~~

~~(イ) 基本料金~~

~~基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。~~

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	2,039円99銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,973円99銭

~~(v) 電力量料金~~

~~電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。~~

~~a ピーク時間~~

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	32円94銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	32円63銭

~~b 昼間時間~~

~~昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。~~

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	30円13銭	29円00銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	29円88銭	28円77銭

~~c 夜間時間~~

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	27円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	27円77銭

~~(vi) 力率割引および割増し~~

~~a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。~~

~~なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。~~

~~b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。~~

~~ホ その他~~

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(イ) 発電設備等その他を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。</p> <p>(ロ) 契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力Bに需給契約を変更することはできません。</p> <p>(ハ) その他の事項については、特別高圧電力Bにかかわる規定を準用するものといたします。</p>	
<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>21 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>	<p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>31 料金の適用開始の時期</p> <p>料金は、<u>需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、</u>供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。</p>
<p>22 検針日</p> <p>検針日は、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日といたします。</p> <p>なお、検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が毎月一定の日を基準として定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。</p>	<p>32 検針日</p> <p>検針日は、<u>次により、</u>当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日<u>または検針を行なったものとされる日</u>といたします。</p> <p>(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者が<u>お客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日</u>〔以下「<u>検針の基準となる日</u>」〕と申します。）および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。</p> <p>(2) <u>お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。</u></p> <p>(3) <u>当社または当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。</u></p> <p>(4) <u>当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>ロ その他特別の事情がある場合</u></p> <p>(5) <u>(4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。</u></p> <p>(6) <u>(4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。</u></p>
<p>23 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計</p>	<p>33 料金の算定期間</p> <p>(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分<u>ごと</u>の需要電力の最大値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
量日から消滅日の前日までの期間といたします。	の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
<p>24 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。</p> <p>(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。</p> <p>(3) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。</p> <p>(4) 特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bについては、使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に、業務用ウィークエンド電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として平日休日別に行ないます。</p> <p>(5) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(8)の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 (8) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。</p>	<p>34 使用電力量等の計量</p> <p>(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。 <u>なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行ないます。</u></p> <p>(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分ごとの需要電力の最大値（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分ごとの需要電力の最大値といたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分ごとの需要電力の最大値は、計量日に記録された値といたします。</p> <p>(3) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。<u>ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。</u> ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。</p> <p>(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。 イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1) <u>または(8)</u>に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した記録型計量器ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。 (7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 <u>(8) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(7)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。</u></p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
	<p><u>なお、料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、原則として当該区分ごとに使用電力量の計量を行いません。</u></p>
<p>25 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合 <p>ハ <u>23</u>（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ニ <u>23</u>（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>	<p>35 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別、<u>契約負荷設備</u>、契約電力、供給電圧、<u>力率</u>等を変更したことにより、料金に変更があった場合 <p>ハ <u>33</u>（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>ニ <u>33</u>（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。</p> <p>(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</p>
<p>26 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>25</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金は、別表<u>5</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>5</u>（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>5</u>（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 <p>(2) <u>25</u>（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、<u>25</u>（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>	<p>36 日割計算</p> <p>(1) 当社は、<u>35</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 基本料金は、別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表<u>7</u>（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。 ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。 <p>(2) <u>35</u>（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。</p> <p>また、<u>35</u>（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p><u>(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。</u></p> <p><u>イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</u></p> <p><u>ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。</u></p> <p>(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。</p>
<p>27 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検針日といたします。ただし、<u>24</u>（使用電力量等の計量）(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。 <p>ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</p>	<p>37 料金の支払義務および支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 検針日といたします。ただし、<u>32（検針日）(5)の場合の料金については次回の検針日とし、また、34（使用電力量等の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。</u> ロ <u>38（料金その他の支払方法）(5)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。</u> <p>ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。</p> <p>(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p>	<p>なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。</p> <p><u>(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。</u></p>
<p>28 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、<u>料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた</u>ときに当社に対する支払いがなされたものといたします。<u>また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。</u></p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>(6) 特別高圧臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。</p>	<p>38 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。</p> <p>イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。</p> <p>(2) お客さまが料金を(1)イ <u>またはロ</u>により支払われる場合は、<u>次の</u>ときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p><u>イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。</u></p> <p><u>ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。</u></p> <p>(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p><u>(5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</u></p> <p>(6) <u>臨時電力および特別高圧臨時電力</u>については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。</p> <p>なお、予納金は、特別の理由がない限り、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。</p>
<p>29 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支</p>	<p>39 延滞利息</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。</p> <p>(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額 <u>(以下「延滞利息対象額」といいます。)</u>に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</p>
<p>30 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、(4)により需給契約が消滅した場合で支払額に充当したときは、その残額をお返しいたします。</p>	<p>40 保証金</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</p> <p>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</p> <p>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</p> <p>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</p> <p>(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。</p> <p>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。</p> <p>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。<u>この場合、充当後の残額はお返しいたします。</u>また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</p> <p>(5) 当社は、保証金について利息を付しません。</p> <p>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。</p>
<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>31 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>41 適正契約の保持</p> <p>当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p>32 契約超過金</p> <p>(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を申し受けます。</p>	<p>42 契約超過金</p> <p>(1) <u>契約電力を協議により定める</u>お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。<u>ただし、高圧で電気の供給を受けるお客さまで契約電力が500キロワット未満の場合は申し受けません。</u></p> <p>(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。</p> <p>なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、<u>39（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。</u></p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>33 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客様が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また、お客様の負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</p> <p>なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。</p>	<p>43 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p><u>なお、軽負荷時には進相用コンデンサの開放により、進み力率とならないようにしていただきます。また、お客様の負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。</u></p> <p>(2) 当社または当該配電事業者は、技術上必要がある場合には、お客様に対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。</p> <p>なお、この場合の当該需給地点の1月の力率は、必要に応じてお客様と当社との協議によって定めます。</p>
<p>34 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 54（保安等に対するお客様の協力）(1)または(2)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 36（供給の停止）、45（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>44 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの当社もしくは当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社もしくは当該配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 63（保安等に対するお客様の協力）(1)または(2)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務</p> <p>(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 46（供給の停止）、55（需給契約の廃止）(1)または57（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>
<p>35 電気の使用にともなうお客様の協力</p> <p>(1) お客様の電気の使用が、次の原因等他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p>	<p>45 電気の使用にともなうお客様の協力</p> <p>(1) お客様の電気の使用が、次の原因等により他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。</p> <p>イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合</p> <p>ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令に定める技術基準、その他の法令等にしたがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>	<p>ハ 負荷等^等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合 ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合</p> <p>(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしたがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。 なお、この場合の料金その他の連系条件は、当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱によります。</p>
<p>36 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ニ 料金以外の債務を支払われない場合</p> <p>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>△ 特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、特別高圧臨時電力もしくは特別高圧自家発補給電力Bで特別高圧電力Bに準ずる場合または特別高圧予備電力で特別高圧電力Bもしくは特別高圧季節別時間帯別電力Bに準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。</p> <p>ニ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ホ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(4) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、31（適正</p>	<p>46 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。</p> <p>イ お客さまが料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合 ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合 ニ 料金以外の債務を支払われない場合</p> <p><u>(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p><u>イ 農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。</u> <u>ロ 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。</u></p> <p>(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合 ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 <u>ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合</u> <u>ニ 次の場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。</u></p> <p><u>(イ) 高圧電力の場合または季節別時間帯別電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力Bもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合</u> <u>(ロ) 特別高圧電力Bの場合または特別高圧季節別時間帯別電力B、特別高圧臨時電力、特別高圧自家発補給電力Bもしくは特別高圧予備電力で特別高圧電力Bに準ずる場合</u></p> <p>ホ 44（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 △ 45（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(5) お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合で、当社がその改善を求めても、41（適正</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>契約の保持)に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6) (1)から(5)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>	<p>契約の保持)に定める適正契約への変更に応じていただけないときには、当社または当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(6) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(7) (1)から(6)によって電気の供給を停止する場合には、当社または当該配電事業者は、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p>
<p>37 供給停止の解除</p> <p>36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>47 供給停止の解除</p> <p>46（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>38 供給停止期間中の料金</p> <p>36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を26（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>	<p>48 供給停止期間中の料金</p> <p>46（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を36（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。</p>
<p>39 違約金</p> <p>(1) お客さまが36（供給の停止）(3)もしくは4または託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>	<p>49 違約金</p> <p>(1) お客さまが46（供給の停止）(3)もしくは(4)ロからニまでまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。</p>
<p>40 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。</p>	<p>50 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>なお、当社は、この場合の料金の減額は行ないません。</p>
<p>41 損害賠償の免責</p> <p>(1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p>51 損害賠償の免責</p> <p>(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合、または50（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または57（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p>42 設備の賠償</p>	<p>52 設備の賠償</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>	<p>(1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p> <p>(2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p>
<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>43 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>	<p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>53 需給契約の変更 お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p>
<p>44 名義の変更 合併その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。</p>	<p>54 名義の変更 新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。</p>
<p>45 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客様がこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。</p> <p>当社または当該配電事業者は、原則として、お客様から通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>	<p>55 需給契約の廃止</p> <p>(1) お客様がこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。</p> <p>当社または当該配電事業者は、原則として、お客様から通知された廃止期日に、当社もしくは当該配電事業者の供給設備またはお客様の電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、57（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p> <p>ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p>
<p>46 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算 お客様（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、<u>新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後</u>1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合は、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(1) 需給開始日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、需給開始日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、さかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。</p>	<p>56 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</p> <p><u>(1) お客様（臨時電力および特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降</u>1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合は、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p><u>イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</u> <u>(イ) 当社は、お客様が契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日ま</u></p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定した料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（(1)の場合を除きます。）には、契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p>(3) 需給開始日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、需給開始日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p>なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合、各時間帯別の使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p>	<p>での期間の料金について、さかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</p> <p><u>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。</u></p> <p><u>a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</u></p> <p><u>b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</u></p> <p>リ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合</p> <p><u>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</u></p> <p>なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（<u>料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。</u>）について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p><u>(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。</u></p> <p><u>a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</u></p> <p><u>b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</u></p> <p>ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合</p> <p><u>(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。</u></p> <p>なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（<u>料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。</u>）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。</p> <p><u>(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、aおよびbの金額を精算いたします。</u></p> <p>なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、<u>bおよびcの金額を精算いたします。</u></p> <p><u>a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額</u></p> <p><u>b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</u></p> <p><u>c 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負</u></p>

~~(4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（(3)の場合を除きます。）には、~~契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（~~特別高圧季節別時間帯別電力Aおよび特別高圧季節別時間帯別電力Bの場合は、各時間帯別の~~使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

担金との差額

三 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力または特別高圧臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力または特別高圧臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力または特別高圧臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合は、当該区分ごとの使用電力量といたします。）について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、a およびbの金額を精算いたします。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、b およびcの金額を精算いたします。

a 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

c 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

ホ 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合で、需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされるときは、ハ(ロ)またはニ(ロ)に準じて算定した差額を精算いたします。

(2) 15（業務用電力）(4)イもしくは19（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さままたは15（業務用電力）(4)イもしくは19（高圧電力）(1)ニに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または15（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは19（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合または15（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは19（高圧電力）(1)ニ(イ)cに準じて契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少しようとする日は、15（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは19（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日または15（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは19（高圧電力）(1)ニ(イ)cに準じて契約電力を減少しようとする日といたします。

(3) (1)イ(ロ)またはロ(ロ)のお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、利用されてからの期間が1年以上とにならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イ(ロ)またはロ(ロ)に準じて算定した差額を精算いたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算

- (1) ~~お客さま（特別高圧臨時電力のお客さまを除きます。）が、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。また、需給開始または契約電力の増加にともない当社または当該配電事業者が新たに供給設備を施設しなかった場合は、工事費を精算いたしません。~~
- ~~イ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。~~
- ~~(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~
- ~~(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額~~
- ~~ロ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合（イの場合を除きます。）には、新たに施設した供給設備について、次の金額を精算いたします。~~
- ~~(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~
- ~~(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額~~
- ~~ハ 需給開始にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合には、新たに施設した供給設備について、(イ)および(ロ)の金額を精算いたします。ただし、減少にともない供給電圧を変更する場合は、(ロ)および(ハ)の金額を精算いたします。~~
- ~~(イ) 当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後の契約電力を新たに設定された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~
- ~~(ロ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額~~
- ~~(ハ) 需給開始にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と需給開始にともない既に申し受けた工事費負担金との差額~~
- ~~ニ 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合（ハの場合を除きます。）には、次の金額を精算いたします。~~
- ~~(イ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回る場合~~
- ~~a 新たに施設した供給設備について、当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から減少後において増加前の契約電力を上回る契約電力分を増加された契約電力とみなして当社負担額として算定される金額を差し引いた金額と既に申し受けた工事費負担金との差額~~
- ~~b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額~~
- ~~(ロ) 減少後の契約電力が増加前の契約電力を上回らない場合~~
- ~~a および b の金額といたします。ただし、減少にともない供給電圧を変更する場合は、b および c の金額といたします。~~

(削除)

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>a 新たに施設した供給設備について、当社の託送約款等に定めるところにより工事費として算定される金額から既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>b 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額</p> <p>c 契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備について当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額</p> <p>ホ 需給開始または契約電力の増加にともない新たに施設した供給設備の利用開始後、1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合で、需給契約の消滅後も引き続き当該供給設備を利用され、工事費負担金について契約電力の減少と同じような結果とみなされる場合は、ハまたはニに準じて算定した差額を精算いたします。</p> <p>(2) (1)イまたはロのお客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。ただし、当社との需給契約の消滅日以降に、利用されてからの期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、それが明らかになった日に、(1)イまたはロに準じて算定した差額を精算いたします。</p>	
<p>48 解約等</p> <p>(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、45（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>57 解約等</p> <p>(1) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) お客さまが、55（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>49 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>	<p>58 需給契約消滅後の債権債務関係</p> <p>需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。</p>
<p style="text-align: center;">Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担</p> <p>50 供給方法、工事および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p>	<p style="text-align: center;">Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担</p> <p>59 供給方法、工事および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当社もしくは当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによります。</p> <p>(3) 当社の託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合、(3)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</p>
<p>54 工事費負担金等の申受けおよび精算</p>	<p>60 工事費負担金等の申受けおよび精算</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>(1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものとしたします。</p> <p>(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりとしたします。</p> <p>イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものとしたします。</p> <p>ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</p>	<p>(1) 当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>(2) 当社の託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、工事完成後すみやかに精算するものとしたします。</p> <p>(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合は、当社は、当社の託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費をお客さまから申し受けます。</p> <p>(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、次のとおりとしたします。</p> <p>イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。</p> <p>ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものとしたします。</p> <p>ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申し込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。</p>
<p>52 工事費等に関する契約書の作成 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。</p>	<p>61 工事費負担金契約書の作成 当社は、お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、<u>工事費負担金</u>契約書を作成いたします。</p>
<p>Ⅷ 保 安</p>	<p>Ⅷ 保 安</p>
<p>53 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>	<p>62 保安の責任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。</p>
<p>54 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更を</p>	<p>63 保安等に対するお客さまの協力</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。</p> <p>イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合</p> <p>ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更を</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>していただくことがあります。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。</p>	<p>していただくことがあります。</p> <p>(3) 当社または当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和7年4月1日から実施いたします。</p> <p>2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、24（使用電力量等の計量）(6)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p>	<p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、令和8年4月1日から実施いたします。</p> <p>2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い 使用電力量および最大需要電力は、34（使用電力量等の計量）(4)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量および最大需要電力は、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。</p>
<p>(新規追加)</p>	<p>3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置 <u>供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。</u></p>
<p>(新規追加)</p>	<p>4 業務用蓄熱調整契約についての特別措置</p> <p>(1) 適用範囲 <u>業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、かつ、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低高圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）附則6（業務用蓄熱調整契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。</u></p> <p>(2) 平日休日区分および時間帯区分</p> <p>イ この特別措置において、平日休日区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 平日 <u>(ロ)にいう休日以外の日をいいます。</u></p> <p>(ロ) 休日 <u>(6)に定める日をいいます。</u></p> <p>ロ この特別措置において、時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 昼間時間 <u>毎日9時から23時までの時間をいいます。</u></p> <p>(ロ) 夜間時間 <u>昼間時間以外の時間をいいます。</u></p> <p>(3) 料金 <u>各月の料金は、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。</u> <u>なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。</u></p> <p>イ 蓄熱割引額</p>

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(イ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力の夏季料金およびニ(イ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力のその他季料金およびニ(イ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用電力Ⅱ型の夏季料金}}{\text{またはその他季料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ロ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型の夏季料金およびニ(ロ)の夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、業務用電力Ⅱ型のその他季料金およびニ(ロ)のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{夜間時間における電力量料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ハ)の蓄熱割引率}$$

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{業務用ウィークエンド電力の夏季もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}}{\text{もしくはその他季平日料金または夏季もしくはその他季休日料金}} \times \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \text{ニ(ニ)の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季平日料金およびニ(ニ)の夏季平日蓄熱割引率を、夏季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力の夏季休日料金およびニ(ニ)の夏季休日蓄熱割引率を、その他季平日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季平日料金およびニ(ニ)のその他季平日蓄熱割引率を、その他季休日の蓄熱電力量には、業務用ウィークエンド電力のその他季休日料金およびニ(ニ)のその他季休日蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(4)により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時

間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。
なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、(7)に定める「標準控除率表」の値、または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力として電気の供給を受ける場合

<u>夏季蓄熱割引率</u>	<u>0.236</u>
<u>その他季蓄熱割引率</u>	<u>0.199</u>

(ロ) 業務用電力Ⅱ型として電気の供給を受ける場合

<u>夏季蓄熱割引率</u>	<u>0.193</u>
<u>その他季蓄熱割引率</u>	<u>0.157</u>

(ハ) 業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

<u>蓄熱割引率</u>	<u>0.106</u>
--------------	--------------

(ニ) 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

	<u>平日</u>	<u>休日</u>
<u>夏季蓄熱割引率</u>	<u>0.213</u>	<u>0.150</u>
<u>その他季蓄熱割引率</u>	<u>0.177</u>	<u>0.114</u>

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) 夜間使用電力量の計量

イ 当社または当該配電事業者は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社または当該配電事業者は、供給設備の状況により、(2)ロ(イ)の昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の計量は、34（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

ハ 業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受けるお客さまの場合、夜間使用電力量の計量は、原則として記録型計量器により平日休日別に行ないます。ただし、記録型計量器の取付け

ができない場合は、その1月に計量された夜間使用電力量をその1月の平日および休日の使用電力量の比であん分してえた値をそれぞれ平日および休日の夜間使用電力量といたします。

ニ 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

ホ 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

ヘ 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(5) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、(3)によって料金として算定された金額からロによって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(イ) 業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

(ロ) 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

ロ 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。
蓄熱ピークシフト割引額＝ハの蓄熱ピークシフト電力×ニの割引単価

ハ 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ 割引単価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

(イ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,481円70銭
---------------------	-----------

(ロ) 業務用電力Ⅱ型または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,870円00銭
---------------------	-----------

ホ 当社または当該配電事業者は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる記録型計量器を取り付けます。

ヘ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

(6) 休日扱い日

この特別措置において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- イ 土曜日
- ロ 日曜日
- ハ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ニ 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

(7) 標準控除率表

用途	業種	標準控除率
空調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

(8) その他

- イ 当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- ロ お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備を取り外される場合は，あらかじめ申し出ていただきます。
- ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に準ずるものいたします。

(新規追加)

5 業務用電化厨房契約についての特別措置

(1) 適用範囲

業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け，(4)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで，かつ，この離島約款実施の際現に旧離島約款附則8（業務用電化厨房契約についての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は，業務用電力，業務用電力Ⅱ型，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力において料金として算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものいたします。

イ 電化厨房割引額

電化厨房割引額は，1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{電化厨房割引額} = \text{ロの電化厨房電力量} \times \text{ハの割引単価}$$

ロ 電化厨房電力量

電化厨房電力量は，(3)により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ 割引単価

割引単価は，次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
	<p><u>(3) 計 量</u></p> <p><u>イ 当社または当該配電事業者は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。</u></p> <p><u>ロ 電化厨房電力量の計量は、34（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。</u></p> <p><u>ハ 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。</u></p> <p><u>ニ 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。</u></p> <p><u>(4) 適用対象機器類別</u></p> <p><u>適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。</u></p> <p><u>電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器</u></p> <p><u>(5) そ の 他</u></p> <p><u>イ 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。</u></p> <p><u>ロ お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。</u></p> <p><u>ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に準ずるものといたします。</u></p>
(新規追加)	<p><u>6 延滞利息についての特別措置</u></p> <p><u>高圧で電気の供給を受けるお客さまの延滞利息については、当分の間、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) 延滞利息は、39（延滞利息）(2)で算定した金額にかかわらず、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。</u></p> <p><u>(2) 料金を38（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、39（延滞利息）(1)は適用いたしません。</u></p> <p><u>(3) 55（需給契約の廃止）(2)または57（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、39（延滞利息）(1)にかかわらず、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>(4) 延滞利息は、(3)の場合、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</u></p>
<p>3 災害救助法が適用された場合等の特別措置</p> <p>令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。</p>	<p>7 災害救助法が適用された場合等の特別措置</p> <p>令和7年4月1日以降にこの離島約款の適用地域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、この離島約款の適用地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。</p> <p>(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、<u>27</u>（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。</p> <p>(2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。</p> <p>イ 特別高圧電力A、特別高圧電力B、特別高圧季節別時間帯別電力の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、<u>25</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率 (ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>(ハ) 割引日数 割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ イ以外の場合 イに準じて割引を行います。</p> <p>(3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、<u>54</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。</p> <p>イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。</p> <p>ロ 契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の契約電力をこえないこと。</p> <p>(4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、特別高圧臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、<u>54</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使</p>	<p>なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。</p> <p>(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、<u>37</u>（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず、それぞれ1月延期いたします。</p> <p>(2) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。</p> <p>イ <u>業務用電力、業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、高圧電力、季節別時間帯別電力</u>、特別高圧電力A、特別高圧電力B <u>および</u>特別高圧季節別時間帯別電力の場合</p> <p>(イ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、<u>35</u>（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。</p> <p>(ロ) 割引率 (ハ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。</p> <p>(ハ) 割引日数 割引日数は、各月の料金の算定期間における、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし、使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。</p> <p>ロ イ以外の場合 イに準じて割引を行<u>な</u>います。</p> <p><u>ただし、業務用電力、高圧電力、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予備電力のお客さまについては、令和8年3月31日までの料金は、イまたはロの割引はいたしません。</u></p> <p><u>この場合の料金は、Ⅲ（契約種別および料金）にかかわらず、災害発生日が属する料金の算定期間の次の料金の算定期間から6月に限り、申し受けません。ただし、令和8年3月31日が属する料金の算定期間については、令和8年3月の検針日もしくは当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合には計量日から令和8年3月31日までの期間における料金は申し受けないこととし、<u>36</u>（日割計算）に準じて日割計算をして、料金を算定いたします。</u></p> <p>(3) 災害により被害を受けたお客さまが、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止された後、新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、<u>60</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その工事費負担金を申し受けません。</p> <p>イ 需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。</p> <p>ロ <u>契約負荷設備の総容量または</u>契約電力が、災害により被害を受けたときの需給契約の<u>契約負荷設備の総容量または</u>契約電力をこえないこと。</p> <p>(4) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、同一の需要場所において、<u>臨時電力または</u>特別高圧臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なわれたときは、<u>60</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず、その臨時工事費を申し受けません。</p> <p>(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>用不能となった場合、<u>15</u>（特別高圧電力A）（4）、<u>16</u>（特別高圧電力B）（4）、<u>17</u>（特別高圧臨時電力）（3）、<u>18</u>（特別高圧自家発補給電力）（1）ハおよび（2）ハ、<u>19</u>（特別高圧予備電力）（3）、<u>20</u>（特別高圧季節別時間帯別電力）（1）ニおよび（2）ニにかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、<u>54</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。</p>	<p>用不能となった場合、<u>15</u>（<u>業務用電力</u>）（5）、<u>16</u>（<u>業務用電力Ⅱ型</u>）（3）、<u>17</u>（<u>業務用季節別時間帯別電力</u>）（3）、<u>18</u>（<u>業務用ウィークエンド電力</u>）（4）、<u>19</u>（<u>高圧電力</u>）（1）ホおよび（2）ニ、<u>20</u>（<u>季節別時間帯別電力</u>）（1）ハおよび（2）ハ、<u>21</u>（<u>臨時電力</u>）（3）、<u>22</u>（<u>農事用電力</u>）（3）、<u>23</u>（<u>自家発補給電力</u>）（1）ハおよび（2）ハ、<u>24</u>（<u>予備電力</u>）（3）、<u>25</u>（特別高圧電力A）（4）、<u>26</u>（特別高圧電力B）（4）、<u>27</u>（<u>特別高圧季節別時間帯別電力</u>）（1）ハおよび（2）ハ、<u>28</u>（特別高圧臨時電力）（3）、<u>29</u>（特別高圧自家発補給電力）（1）ハおよび（2）ハ<u>ならびに</u><u>30</u>（特別高圧予備電力）（3）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。</p> <p>(6) 災害により被害を受けたお客さまが、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なった場合で、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは、<u>60</u>（工事費負担金等の申受けおよび精算）（1）にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。</p>
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、特別高圧予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所</p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、<u>予備電力および</u>特別高圧予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p>	<p>で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p>
<p>2 特 定 日 この離島約款において、特定日とは、次の日をいいます。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 (3) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p>	<p>2 特 定 日 この離島約款において、特定日とは、次の日をいいます。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 (3) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日</p>
<p>3 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。</p> <p>ハ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合</p>	<p>3 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、81,500円といたします。</p> <p>ハ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合</p>

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）		高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
<p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>ホ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>		<p>(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>ホ 燃料費調整額 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>	

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）							
<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="225 262 1181 325"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>25銭7厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	1キロワット時につき	25銭7厘	<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1608 262 2564 489"> <tr> <td rowspan="2">1キロワット時につき</td> <td>高圧で供給を受ける場合</td> <td>26銭3厘</td> </tr> <tr> <td>特別高圧で供給を受ける場合</td> <td>25銭7厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ハによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘	特別高圧で供給を受ける場合	25銭7厘
1キロワット時につき	25銭7厘							
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘						
	特別高圧で供給を受ける場合	25銭7厘						
<p>4 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$ A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α = 1.0000</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。</p> <p>ハ 離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合</p>	<p>4 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p>イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$ A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 α = 1.0000</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 離島基準燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、79,300円といたします。</p> <p>ハ 離島調整上限燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、119,000円といたします。</p> <p>ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。 なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合</p> $\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合</p>							

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合
離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ホ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）		高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）	
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額
離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

へ 離島ユニバーサルサービス調整額
離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）				
<p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="225 302 1178 363"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	1キロワット時につき	2銭6厘	<p>(2) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1602 302 2555 363"> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>2銭6厘</td> </tr> </table> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。</p>	1キロワット時につき	2銭6厘
1キロワット時につき	2銭6厘				
1キロワット時につき	2銭6厘				
<p>(新規追加)</p>	<p>5 契約受電設備容量の算定 <u>単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。</u></p> <p>(1) <u>ΔまたはY結線の場合</u> 群容量＝<u>単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3</u></p> <p>(2) <u>V結線（同容量変圧器）の場合</u> 群容量＝<u>単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866</u></p> <p>(3) <u>変則V結線（異容量変圧器）の場合</u> 群容量＝<u>電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋ 電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 × 0.866</u></p>				
<p>(新規追加)</p>	<p>6 契約電力等の算定方法 <u>臨時電力および農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）、または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計のうち、いずれか小さい方に次の(1)または(2)によってえた値といたします。</u></p> <p>(1) <u>契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。</u> <u>なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、次の係数は乗じないものといたします。</u></p>				

特別高圧版（令和7年4月1日実施）

高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものとしたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

6 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、25（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 25（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、35（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 35（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

特別高圧版（令和7年4月1日実施）	高圧・特別高圧版（令和8年4月1日実施）
<p>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、特別高圧電力Aおよび特別高圧電力Bのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 25（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 25（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 23（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>	<p>料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 35（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、業務用電力、高圧電力、特別高圧電力Aおよび特別高圧電力Bのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合</p> <p>(イ) 35（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(ロ) 35（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p>(3) 33（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。</p> <p>(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。</p>

以上

3 料金の算出の根拠

料金の算出の根拠

料金率は、当社の供給区域（離島を除く。）において小売電気事業者により行われると見込まれる小売供給に係る料金の水準と同程度となるよう、当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門の特定小売供給約款等および標準的な電気供給条件に定める料金率と同様といたしました。

4 電気の使用者の負担に関する算出の根拠
および決定の方法に関する説明書

電気の使用者の負担に関する算出の根拠 および決定の方法に関する説明書

当社の供給区域におけるみなし小売電気事業者たる当社の小売部門が標準的な電気供給条件に定める特別高圧に係る需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう工事費の精算の変更を行なうことにともない、当該内容を離島等供給約款にも反映いたしました。